

要求水準書(案)に関する意見・質問への回答

【要求水準書(案)】

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
1	一般事項	1	1-2-2				新、旧西部工場の切り替え計画(ごみ搬入時期、方法等)について具体的にご教示下さい。	平成28年3月から円滑に切り替えが行えるようご提案ください。
2	事業期間とスケジュール	2	1-2-2	(5)			解体工事及び関連外構工事完了が平成28年9月とありますが、具体的な工事内容についてご教示願います。	平成28年9月までに完了させる工事とは、暫定計画から将来計画への切替に係る工事が対象になります。具体的には、解体工事、搬入路工事、植栽工事、フェンス工事等になると考えております。それ以外の範囲の工事は、平成28年2月末日に完了させる必要があります。
3	環境影響評価準備書	2	1-2-3-1	(1)			建設事業者は市が作成した環境影響評価準備書に基づき本施設的设计・施工業務を行うものとあります。環境影響評価準備書、環境影響評価書の公表、縦覧期間をご提示願います。	準備書については、平成23年8月頃に公告、公告日から1か月間の縦覧を予定しています。評価書については、現時点では平成23年度末の公告、公告日から1か月間の縦覧を予定しています。
4	本施設的设计・施工業務	2	1-2-3-1	(1)			貴市内に本社所在地を有する企業が「地元企業」とのことですが、貴市内に本社はなくても、支店や営業所がある場合は、「地元企業」扱いにしていただけませんか？	要求水準書(案)記載のとおりとします。
5	料金徴収	3	1-2-3-2	(2)			「持込可燃ごみについては、運営事業者が料金徴収の代行及び受付を行う」とありますが、運営事業者の業務範囲は、受付窓口での手数料徴収代行であり、後納制度対象者に対する料金督促等の徴収業務及び債権回収等の不能リスクに関しては、貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
6	処理不適合物	3	1-2-3-2	(2)			「市、市民、排出事業者及び許可業者等が搬入した廃棄物のうち(中略)、排除した処理不適合物は専用の設備に貯留するものとする」とありますが、持込可燃ごみについては、排除した収集不適合物は持ち帰らせることを前提とするものと解釈してよろしいでしょうか。その上で、例えばピット内に不適合物を発見し排除した場合には専用の設備に貯留すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	処理不適合物	3	1-2-3-2	(2)			「処理不適合物については、運営事業者にて市が指定する場所まで運搬を行うこと」とありますが、「市が指定する場所」とは「扇田環境センター」との理解でよろしいでしょうか。また、運搬許可については不要と理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
8	一般事項	3	1-2-3-2	(2)			処理不適合物の搬出先として、指定する場所をご教示下さい。	No.7をご参照ください。
9	一般事項	3	1-2-3-2	(2)			可燃性粗大ごみの収集、料金徴収方法をご教示下さい。	市が各家庭からの申し込みを受けて収集するものについては「収集可燃ごみ」の範疇で、これについては、受入の際に手数料は徴収しません。市民が自ら搬入する場合又は一般廃棄物収集運搬業者が収集し搬入する場合には「持込可燃後ごみ」の範疇で、手数料の徴収を行ってください。
10	処理不適合物の扱い	3	1-2-3-2	(2)			「処理不適合物は専用の設備に貯留する」とありますが、プラットフォーム上の受入業務に支障の無い場所でのヤード貯留は可能でしょうか。また、「運営事業者にて市が指定する場所まで運搬を行う」とありますが、想定されている場所があれば、そこまでの輸送距離をご教示願います。また、運搬においては収集運搬業の許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段については、原則として安全上の観点から専用の貯留設備を設置することとしますが、具体的内容については事業者の提案によることとします。中段及び後段に関しては、募集要項に記載します。
11	処理対象物の受入れ	3	1-2-3-2	(2)			有価物以外の処理不適合物について市が指定する場所までの運搬作業に関しては、運営事業者側の車が不足する場合には、外部業者に委託してもよろしいでしょうか。	委託することはできません。(再委託となり、廃棄物処理法に違反することになるため。)
12	処理不適合物の扱い	3	1-2-3-2	(2)			「処理不適合物のうち有価物に関しては、積極的に事業者が売却する」とありますが、当該売却収入も入札提示金額に織り込む必要がある場合、想定されている処理不適合物の種類、性状、発生量、形状等をご教示願います。	特に想定はしていません。通常の一般廃棄物に混入する処理不適合物の種類、発生量等を踏まえた上でご提案ください。また、売却価格についても提案によります。
13	民間事業者の業務範囲	3	1-2-3-2	(2)			有効利用先が無い焼却灰の運搬・処分については貴市の業務と考えますが、本施設では他所からの受け入れについて専用の貯留スペースなどを設ける必要はあるのでしょうか。	他所からの受入について専用スペースを設ける必要はありません。
14	処理対象物の受入れ	3	1-2-3-2	(2)			運営事業者が持込可燃ごみの料金徴収を代行することとありますが、貴市への代金の受け渡し方法について御教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
15	処理対象物の受入れ	3	1-2-3-2	(2)			処理不適合物の搬送場所と距離について御教示願います。	No.7をご参照ください。
16	料金徴収	3	1-2-3-2	(2)			①「持込可燃ごみについては、運営事業者が料金徴収の代行及び受付を行う」とありますが、収集可燃ごみは料金徴収しないとの理解で宜しいでしょうか。②可燃性粗大ごみについても、市が収集する収集粗大ごみと、市民等が直接搬入する持込粗大ごみがあるのでしょうか。	①収集可燃ごみについては、手数料の徴収は不要です。 ② No.9をご参照ください。
17	処理対象物の適正処理	3	1-2-3-2	(3)			飛灰の山元還元が民間事業者範囲ですので、当該処理に関わる見積取得等の検討のため、既設焼却施設での飛灰発生量原単位のご提示及び飛灰サンプルの提供をお願いいたします。	既設でのデータは募集要項に記載します。また、飛灰サンプルは提供可能です。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目①	小項目②	図表番号	意見・質問内容	回答
18	運搬条件	4	1-2-3-2	(3)			主灰及び主灰異物の運搬車両の積込条件(頻度等)及び扇田環境センターの受入条件(時間、曜日等)についてご教示願います。	主灰及び主灰異物の運搬車両の積込条件(頻度等)については、募集要項に記載します。扇田環境センターの受入条件については次のとおりです。曜日:原則として、月～土 時間:8:30～16:30 ご理解のとおりです。
19	飛灰	4	1-2-3-2	(3)			ボイラー灰だけでなくエコノマイザ灰、減温塔灰も飛灰と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	処理対象物の適正処理	4	1-2-3-2	(3)			主灰異物とは、主灰の再資源化のため主灰から取り除いたものを言う。とありますが、主灰異物の定義、サイズ等を教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
21	処理対象物の適正処理	4	1-2-3-2	(3)			緊急時の飛灰処理物の輸送は、運営事業者の車が不足する場合には、外部業者に委託してもよろしいでしょうか。	緊急時の飛灰処理物の輸送は、山元還元のための飛灰輸送を担当する事業者の車両を使用してください。外部委託をすると再委託となり、廃棄物処理法違反となります。
22	副生成物の再利用、処分方法及び役割分担	4	1-2-3-2	(3)		図表1-1	緊急時の飛灰処理物について、埋立処分代は貴市負担と考えてよろしいでしょうか？	緊急時の飛灰処理物の埋立処分手数料は発生しませんが、帰責事由が民間事業者にある場合には、処分に要する費用を含めた額のペナルティを民間業者に課す予定ですが、ペナルティの詳細については募集要項に記載します。
23	飛灰処理物	4	1-2-3-2	(3)		図表1-1	緊急時対応として再資源化せず、飛灰処理物を扇田環境センターに埋立処分した場合、事業者にはペナルティまたは運営委託費の減額が想定されているのでしょうか。	再資源化できない帰責事由が民間事業者にある場合、飛灰処理委託費の一定割合のペナルティを課す予定です。詳細は募集要項に記載します。
24	エネルギーの有効利用(電力)	4	1-2-3-2	(4)			「市が指定する市関連施設に電気事業法上で規定する特定供給として供給する。更に余剰分が発生した場合は電気事業者等に売電する。」と記載ありますが、本工事範囲は特定供給先への6.6kV給電フィーダおよび電気室から敷地境界線までの電路までの理解でよろしいでしょうか。特定供給先への給電は電気事業者との連系線を介さず、御市が別途6.6kV電線路を建設され給電するとの理解でよろしいでしょうか。仮にこれら特定供給先への電路、構内および構内以降の給電ケーブル等が工事範囲であれば特定供給先までの電線路予定ルート、距離、配線施工方法、施工時期、給電開始日等をご教示願います。一方、本工事と電気事業者との連系に要する工事負担金は本工事見積範囲であれば、その具体的負担金額をご提示願います。	前段について、特定供給先への電線路予定ルート、距離、配線施工方法、施工時期、給電開始日等は公告時に提示します。後段については、九電との事前協議時の金額・工期等を参考として以下に示します。 ・工事負担金は本工事範囲(事業者負担) ・特高時 概算金額:13億円、概算工期:48ヶ月 ・高圧時 概算金額:15百万円、概算工期:3ヶ月
25	エネルギーの有効利用(電力)	4	1-2-3-2	(4)			「特定供給先では、本施設からの供給電力とは別途に電気事業者と供給契約を締結する。」と記載ありますが、当工場定期点検等で送電出来ない期間(100%供給可能な月数以外)は、電気事業者から電気を購入、またはこの費用については御市の負担と考えてよろしいでしょうか。また特定供給先と電気事業者との供給契約の締結、工事負担金等については御市の範囲と考えてよろしいでしょうか。	前段について、特定供給先への供給可能月数(100%供給可能な月数)を提案ください。提案された供給可能月数以外の期間で、特定供給先が電気事業者から電気を購入した費用に関しては市が負担します。後段については、市の範囲です。
26	エネルギーの有効利用(電力)	4	1-2-3-2	(4)			図表1-2特定供給先の負荷中、各負荷の容量は設備容量と記載されていますが、運転容量(実際に消費する最大電力)をご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
27	電力負荷	4	1-2-3-2	(4)			「民間事業者は100%供給可能な月数を提案すること」とありますが、電力供給量はごみ質及び余熱供給先(余熱利用施設、園芸ハウス、その他の熱利用)の負荷により大きく影響されるため、ごみ質及び余熱供給先の条件等をご提示願います。	ごみ質に関しては計画ごみ質を参照ください。また、余熱利用先の負荷は図表1-3に示すとおりです。
28	一般事項	4	1-2-3-2	(4)			「電気事業者等への売電にかかる収入(新エネルギー等電気相当量を含む)は全て民間事業者の収入とし、買電にかかる費用も民間事業者の負担とする。」とありますが、売電、買電の契約先についても運営事業者で選定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	一般事項	4	1-2-3-2	(4)			本施設において発電した電力の供給先の優先順位としては①本施設内での利用、②市関連施設への供給、③売電と考え、発電電力が本施設内での消費電力を上回る場合にのみ、市関連施設への供給を行うものとしてよろしいでしょうか。	優先順位については、ご理解のとおりですが、市関連施設への100%供給可能月数は満たしてください。
30	一般事項	4	1-2-3-2	(4)			「図表1-2 特定供給先の負荷」の備考欄において、「本施設からの供給電力のみで運営可能な期間を9ヶ月程度以上とする」とありますが、本施設からの供給電力のみで運営可能な期間が9ヶ月を下回った場合、何らかのペナルティは発生しますか。発生する場合、具体的なペナルティの内容をご教示下さい。	要求を満たした上で特定供給先への100%供給可能な月数をご提案ください。提案された供給可能月数を下回った場合はペナルティが発生します。具体的なペナルティは募集要項に記載します。
31	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			「民間事業者は100%供給可能な月数を提案すること」とありますが、本月数は、受注後、運営事業者による運転計画を記載した維持管理計画を提出する中で、9ヶ月程度以上を目安としてご協議頂ける余地がありますでしょうか。	100%供給可能な月数を年度間で9程度以上を基準として要求します。なお、提案された月数を満たさない場合はペナルティが発生します。ペナルティの詳細に関しては募集要項に記載します。
32	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			ごみ処理施設からの供給電力では賄いきれず、電気事業者より電力が供給された場合、電気事業者からの供給電力分の費用は、市殿が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No.25、No.30をご参照ください。
33	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			無償で供給するとはありますが、今回売電にかかる収入は民間事業者の収入となり、事業運営にも大きな影響がありますので、年間の供給量を最低限月ごとで確定して頂くとともに、当該供給量予定値からの変動量に対する清算方法について明確化願います。特に実運用におきましては、売電量はごみ量、ごみ質の影響を多大に受ける他、本事業範囲においては、関連施設への電気及び熱の供給量に関する変動要素もあり、民間事業者の過大なリスク負担を抑えるためにも、売電単価は民間事業者のリスク負担とするものの、量の変動に関しては原則市でリスク負担頂き、実際の売電量による清算方法等をご検討願います。	使用電力量の精算方法とリスク分担についての詳細は募集要項に記載します。
34	市関連施設への電力供給	4	1-2-3-2	(4)			民間事業者による100%供給可能な月数について、季節・気候等で特定供給先の使用電力量が変動すると思われませんが、年間電力量の1ヶ月の平均値を満足できる月数という理解でよろしいでしょうか。大幅に使用電力が増加した結果、事業者による供給電力で賄えなかった場合については市のリスクとしてよろしいでしょうか。	前段については、No.25をご参照ください。後段については、No.33をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
35	エネルギーの有効利用(熱)	4	1-2-3-2	(5)			将来予定のその他の熱利用については有償または無償のどちらになるのでしょうか。	将来計画が未定のため、詳細は計画時点での協議とします。
36	エネルギーの有効利用(熱)	4	1-2-3-2	(5)			「その他の熱利用」が将来予定と記載されていますが、実施時に充電量の減少ならびに特定供給先への100%供給可能な月数の減少が予想されます。そのときには、契約内容の変更を伴うものとの理解でよろしいでしょうか？	その他の熱利用が発生するものとしてご提案ください。
37	余熱供給先の概要	5	1-2-3-1	(5)		図表1-3	余熱供給先の供給日、供給時間、時間毎の供給熱負荷を具体的に御教示願います。また、余熱利用設備の運営開始時期、運営日(営業日・休業日)を御教示願います。その他の熱利用への蒸気供給温度が180℃以上となっていますが、一般的な余熱利用としては温度が高すぎると考えられます。温度が必要以上に高いと熱回収効率の低下にもなりますので、実際に必要な温度としていただけるようお願いします。各供給先へ供給した温水、蒸気(復水)は、所要熱量を交換後に返送されるものとしてよろしいでしょうか？	前段については募集要項に記載します。中段については180℃としてください。後段については供給した温水、蒸気は熱交換後返送されます。
38	熱供給	5	1-2-3-2	(5)			各余熱供給先(余熱利用施設、園芸ハウス、その他の熱利用)の年間の負荷パターンをご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
39	その他の熱利用(将来予定)	5	1-2-3-2	(5)			その他の熱利用(将来予定)として蒸気(180℃、3GJ/h)の供給の記載ありますが、以下の項目についてご教示願います。 ・熱供給の開始時期 ・供給先の所在地または供給先までの距離 ・温度以外の蒸気条件(圧力、飽和または過熱) ・熱利用形態(蒸気直接利用または熱交換) ・戻り復水の有無(有る場合は、その条件も) ・有償または無償(有償の場合はその単価)	その他の熱利用としての蒸気条件等は以下のとおりです。 ・熱供給の開始時期は未定です。 ・供給先は敷地内又は現工場敷地を想定しています。 ・温度以外の蒸気条件はありません。 ・熱利用形態は熱交換です。 ・戻り復水はありますが条件は未定です。 ・無償供給とします。
40	熱供給	5	1-2-3-2	(5)			本提案書の数値(物質収支、用役収支)等の算出にあたって、熱供給条件により用役収支等が大きく影響されることから、各余熱供給先の条件について具体的にご提示願います。	熱供給量の最大値は図表1-3に示すとおりです。
41	その他の熱利用	5	1-2-3-2	(5)			その他熱利用の将来予定については、焼却設備全停止時供給する必要であるか教示願います。また、有償、無償であるか教示願います。	前段について、焼却設備全停止時には供給不要です。後段はNo.35をご参照ください。
42	余熱供給	5	1-2-3-2	(5)			図表1-3余熱供給先の概要について、以下ご教示願います。 ・各施設に供給された温水及び蒸気について、供給先で熱利用後の温水及びドレンは、全量本施設に戻ってくるの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の戻り温水及びドレン温度をご教示願います。 ・供給熱量は、本施設からの各施設への送り熱量から戻り熱量を差し引いた熱量との理解でよろしいでしょうか。 ・その他熱利用の蒸気の圧力条件をご提示願います。 ・各余熱供給先への取り合い部位置、取り合い部における配管径、圧力等の取り合い条件をご教示願います。	図表1-3余熱供給先の概要については以下のとおりです。 ・各施設に供給された温水及び蒸気について、供給先で熱利用後の温水及びドレンは、全量本施設に戻ってきます。戻り温水温度は50℃以上を想定しています。ドレン温度については未定です。 ・供給熱量は、本施設からの各施設への送り熱量から戻り熱量を差し引いた熱量です。 ・その他熱利用の蒸気の圧力条件はありません。 ・園芸ハウスについての取り合い部位置、取り合い部、配管径、圧力等の取り合い条件は募集要項に記載します。他の供給先については未定なので、要求水準書5-2-1に記載された内容でご提案願います。
43	余熱供給	5	1-2-3-2	(5)			余熱利用施設へ無償で供給するとありますが、図表1-3に記載の供給熱量の確認方法及び当該予定量からの変動量に対する清算方法について明確にしてください。	熱供給量については、特段精算は行いません。
44	園芸ハウスへの余熱供給	5	1-2-3-2	(5)			園芸ハウスへの余熱供給は有償とありますが、その精算方法及び単価等について、既に園芸ハウス事業者との取り決めがありましたらご教示願います。また、供給時間は24時間と考えて宜しいでしょうか。供給の明確な停止時期が決定している場合は、ご教示願います。	供給時期は11月～3月とし、24時間供給です。また、10月と4月については、状況に応じて供給を行います。精算方法単価については募集要項に記載します。
45	その他の熱利用	5	1-2-3-2	(5)			将来余熱利用施設について、その余熱供給開始時期は、ごみ処理施設供用開始時期(H28.3.1)と同一との理解でよろしいでしょうか。供給時期が段階的な場合や、異なる場合は、その時期をご教示願います。また、供給時間は24時間と考えて宜しいでしょうか。供給の明確な停止時期が決定している場合は、ご教示願います。	将来設備への熱供給開始時期等は未定です。
46	余熱供給先の概要	5	1-2-3-2	(5)			図表1-3に示された余熱供給先は、既存施設から現在供給している施設という理解でよろしいでしょうか。また、本施設からの新規供給について、既存配管を活用するという理解でよろしいでしょうか。	現在供給している施設は園芸ハウスのみです。他施設は今後計画するものです。
47	エネルギーの有効利用(熱)	5	1-2-3-2	(5)			図表1-3に記載されている施設を余熱供給先とされていますが、各施設への供給熱量を確保した上で、新設工場内で余熱利用を行うことは可能でしょうか。	可能です。
48	熱供給	5	1-2-3-2	(5)		図表1-3	①熱供給先3箇所それぞれの年間供給熱量および負荷パターンをご教示下さい。 ②園芸ハウスへは有償で供給し、収入は民間事業者とありますが、単価設定について市の想定や現状等をご教示下さい。 ③その他の熱利用(蒸気 180℃ 3GJ/h)は、将来施設のようなのですが、供給開始時期、有償/無償および単価設定について市の想定をご教示下さい。	①については図表3-1を最大値としてください。 ②については公告時に提示します。 ③についてはNo.35をご参照ください。
49	一般事項	5	1-2-3-2	(5)			園芸ハウスへの熱供給に対する有償単価をご教示下さい。また、その他の熱利用施設への蒸気供給は、「無償」で供給との理解で宜しいでしょうか。有償であれば有償単価をご教示下さい。	No.48をご参照ください。
50	一般事項	5	1-2-3-2	(5)			「図表1-3 余熱供給先の概要」において、温度、供給熱量の条件が明示されていますが、この条件は本施設建屋近傍における取り合い点での条件と考えてよろしいでしょうか。供給先近傍での条件とされる場合は、本施設から供給先への距離をご教示下さい。	余熱利用施設と園芸ハウスは敷地境界の取り合い点での条件です。その他の熱利用に関しては本施設建屋壁面の取り合い点の条件です。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
51	一般事項	5	1-2-3-2	(5)			「図表1-3 余熱供給先の概要」において、「その他熱利用」とありますが、事業計画に見込む必要はありますか。ある場合は、供給開始年月日をご教示下さい。	熱利用計画には見込んでください。 供給開始日は未定です。
52	一般事項	5	1-2-3-3		その他 付帯業 務		年間に想定される見学者の人数、目的、年齢層等をご提示いただけないでしょうか。 また、見学者対応は引率程度と考え、受付や説明のための専任者は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段は、[要求水準書質疑 No.52 添付資料]をご参照ください。 後段については要求水準書(案)P106⑧をご参照ください。また、見学者対応として受付・説明を行うことを想定していますが、必ずしも専任者である必要はありません。
53	一般事項	5	1-2-3-3		その他 付帯業 務		「事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、施設の機能確認、性能確認を実施」とありますが、実施すべき内容をご教示下さい。	引渡し性能試験及び精密機能検査と同等の内容を想定しています。
54	施設見学者対応	5	1-2-3-3	(1)			「運営事業者は、施設の見学希望者等について、適切な対応を行うこと」とありますが、見学問い合わせや受付業務は、市殿所掌と考えてよろしいでしょうか。 運営事業者対応の場合、問い合わせの代表電話が運営事業者の事務所電話番号となり、運営委託会社名対応による問い合わせの混乱が生じるものと考えます。	行政視察以外の見学者対応については、全ての業務が事業者です。
55	事業期間終了時の取り扱いについて	5	1-2-3-3	(2)			「市は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、(中略)事業期間中と同程度の設備補修で、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて引渡すことを事業契約終了の条件とする」とありますが、「本件性能要件を満たした状態」とする為には設備補修だけでなく、運転管理についても事業期間中と同水準のレベルを維持する必要があることから、「事業期間中と同程度の設備補修」の表記を「事業期間中と同程度の設備補修並びに運転管理」としていただけないでしょうか。	事業期間終了後の運営事業者選定に当たっては同程度の運転管理が行える事業者を選定することから、記載のとおりとします。
56	事業期間終了後の運営	5	1-2-3-3	(2)			「事業期間終了時において引き続き5年間は、事業期間中と同程度の設備補修で～」とありますが、設備補修の頻度や費用は運転年数に応じて増加するのが一般的です。 「事業期間中と同程度」とは、設備補修頻度や補修費用の増加は当然許容するものの、たちまち大規模な基幹改良が必須ではないレベルとすることと理解します。	本施設は実施方針にあるように、35年間の施設稼働を目指しているため、運営計画に当たっては事業期間内のみならず、35年間の補修計画の提出をお願いする予定です。
57	事業終了時の取り扱いについての協議	5	1-2-3-3	(2)			「運営事業者は、事業期間終了1年の間に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行う」とありますが、事業期間終了後の運転・維持管理は本契約外であり、全て運営事業者起因とは言えない事象もあり得ます。「運営事業者と協議し、合意した内容については」という条文を入れていただけないでしょうか？	性能未達に対し、運営事業者が自らに帰責事由がないことを立証しない限り、運営事業者に負担いただきます。
58	事業期間終了後の運営	5	1-2-3-3	(2)			事業期間終了1年の間に性能未達があった場合、当該事象が運営事業者の維持管理に起因するかどうかの立証責任は御市にあるものと理解します。 尚、事業期間終了後も特定目的会社を維持する義務規定はないものと理解します。	性能未達に対し、運営事業者が自らに帰責事由がないことを立証しない限り、運営事業者に負担いただきます。 後段については募集要項に記載します。
59	一般事項	5及び65			P65 ②	P5 図表1-3	供給熱量(余熱利用施設・園芸ハウス:4GJ/h、将来予定:3GJ/h)として合計7GJ/h、 設備容量(余熱利用施設:4GJ/h、園芸ハウス:10GJ/h、将来予定:3GJ/h)として合計17GJ/hを見込むことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、後段への余熱以外の熱源についてはご提案願います。
60	一般事項	5及び65	1-2-3-2	(5)			余熱供給先からの蒸気、温水の戻り条件(圧力、量、温度)、将来予定熱利用の蒸気供給条件(圧力、量)をご教示下さい。	No.42をご参照ください。
61	環境影響調査の実施	6	1-2-4-1	(2)			環境影響予測評価準備書及び環境影響予測評価書は、いつ頃公表予定かご教示願います。	No.3をご参照ください。
62	環境影響調査の実施	6	1-2-4-1	(2)			「提案時には、市が策定する環境影響予測評価準備書を遵守すること」とありますが、内容を早急に開示願います。	No.3をご参照ください。
63	住民対応	7	1-2-4-3	(4)			「市は、本施設の運営期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者の協力のもとに行う」とありますが、一方で、p105⑤に、地域住民からの問合せの一次対応は運営事業者が行うと記載されています。意見や苦情の一次対応は、貴市と考えてよろしいでしょうか？	問い合わせに対する1次対応は事業者の範囲です。その後の対応は市が行い、事業者はそれに協力するものとします。
64	事業用地	7	1-3-1	(2)			予定敷地面積が約7.0ヘクタールとありますが、既設敷地面積と新規事業予定地(添付資料2の破線で囲われた範囲内)を足した面積と考えてよろしいでしょうか。	既設敷地面積と新規事業予定地を合わせて、予定敷地面積約7.0ヘクタールです。
65	地質・地形	7	1-3-2				建設予定地の土質の物理的性質試験、力学的性質試験、圧密試験結果等をご教示願います。	[要求水準書質疑 No.65 添付資料]をご参照ください。
66	地形・地質	7	1-3-2				添付資料3の地形・地質調査結果では、土質の室内試験を行なっているようですが、液状化判定やLTTの結果等について、御教示願います。	No.65をご参照ください。
67	浸水想定区域	8	1-3-3	(8)			浸水想定区域(2～5mの浸水が予想される)とありますが、この具体的な対策は、各調整池にて必要な容量を確保することと考えてよろしいでしょうか。	浸水想定区域は白川洪水ハザードマップによるものです。この浸水対策と調整池は関係ありません。詳しくは、熊本市ホームページ内、熊本市ハザードマップ(白川・坪井川)をご参照ください。 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/content/web/asp/kiji_detail.asp?ID=8454&mid=2&LS=8
68	都市計画制限	8	1-3-3	(8)			浸水想定区域とありますが、浸水想定条件・詳細な浸水想定範囲等開示下さい。	No.67をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
69	その他法規制	8	1-3-3	(8)			浸水想定区域(2～5mの浸水が想定される)とありますが、既設での対応策について御教示願います。ある場合、既設同等の対策を行えばよろしいでしょうか？	No.67をご参照ください。既設については、対応策は講じておりません。
70	ユーティリティー取り 合い点	8	1-3-4				ユーティリティー各種(電気、上水、下水、熱供給・蒸気配管等)の取り合い点を具体的にご提示願います。	確定しているものについては募集要項に記載します。今後計画する余熱利用施設等については、要求水準書記載内容で提案願います。
71	ユーティリティ条件	8	1-3-4-1				本工事敷地境界線における特別高圧(66kV)、又は高圧(6.6kV)の引込予定位置、引込方式(架空もしくは地中)をご教示願います。また特定供給先への敷地境界線引出し位置についても同様に教示願います	詳細は募集要項に記載します。
72	特別高圧の工事負担 金	8	1-3-4-1				特別高圧で引き込む場合の工事負担金に関し、以下についてご教示願います。 ・工事負担金の負担者(貴市又は民間事業者) ・民間事業者の負担となる場合、その負担すべき金額	No.24の後段をご参照ください。
73	一般事項	8	1-3-4-1		電気		特別高圧(66kV)、高圧(6.6kV)を引き込むどちらの場合でも、工事工期を考慮して既に市殿と電力会社にて協議が行われていると考えて宜しいでしょうか。	No.24の後段をご参照ください。
74	工事負担金	8	1-3-4-1				特別高圧を選択した場合の、鉄塔新設・送電線架設工事等に伴う工事負担金は、民間事業者所掌との理解でよろしいでしょうか。	No.24の後段をご参照ください。
75	電気	8	1-3-4-1				電気についての引き込みについて示されていますが、電力会社への負担金は貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。あるいは、負担金が本事業に含まれるとした場合、見積もり段階では電力会社からの負担金額の入手が出来ないため、貴市にて想定されている概算費用をご提示願います。	No.24の後段をご参照ください。
76	電気	8	1-3-4-1				特別高圧受電の場合の負担金について御教示願います。	No.24の後段をご参照ください。
77	一般事項	8	1-3-4-2		水道		「水道は、既設工場の引きこみ管より分岐する。」とありますが、既設工場の引きこみ管の口径、取り合い場所をご教示下さい。	詳細は募集要項に記載します。
78	水道	8	1-3-4-2				給水は既設工場の引きこみ管より分岐する、との記載があります。既設工場の給水引き込み管、メーターのサイズや位置、既存工場の使用水量がわかる図面等をご提示願います。	No.77をご参照ください。
79	生活排水	8	1-3-4-4				生活排水は下水道に放流する、との記載があります。雨水も同様に下水本管に放流するものと考えてよろしいでしょうか。	雨水は別途放流となります。
80	生活排水	8	1-3-4-4				下水道の接続地点については資料4を参照、との記載があります。資料4のユーティリティー条件は公告時に提示となっておりますが、公告以前に資料等を提示していただくことは可能でしょうか。	現在準備を進めておりますので、詳細は募集要項に記載します。
81	ユーティリティ条件	9	1-3-4-7				必要な場合は井戸を掘ることとありますが、必要掘削深度、採水可能量、地下水質調査等の実施データについてご教示願います。また、既設工場の既存井戸は現在使用されていますか。使用されていれば、その用途、採水量、水質データをご教示願います。使用されていない場合その理由をご教示願います。(水質悪化、採水量低下、水涸れ等のリスクの確認のため)	詳細は募集要項に記載します。
82	一般事項	9及び75	1-3-4-7		井水、 参考と なる仕 様		9ページには「必要な場合は井戸を掘ること」とあり、75ページには「井水を利用する場合には新規に井戸を掘削すること」とありますが、年間70,000tの利用水量範囲内であれば、井戸の利用が可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	処理対象物	10	1-4-1-1				「本施設の処理対象物は、次に示す一般廃棄物から、処理不適物を除いたものである」とありますが、一般廃棄物の内容が明示されていないため、ご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
84	計画処理量	10	1-4-1-1、 1-4-1-3				「本施設の処理対象物は、次に示す一般廃棄物から、処理不適物を除いたものである」とありますが、処理対象物は、処理不適物を除き、可燃性粗大ごみを含み、1-4-1-4計画ごみ質に示されるごみ質の一般廃棄物が年間処理量75,000tと考えてよろしいでしょうか？また、年間処理量75,000tには、災害ごみは含まれているのでしょうか？ その場合、災害ごみの量について御教示願います。	前段についてはご理解のとおりです。後段については災害ごみは含まれておりません。
85	処理不適物	10	1-4-1-2				処理不適物が発生した場合は、運営事業者によって場外搬出するとのことですが、現状(既設)の処理不適物の混入割合、発生量をご教示願います。	必要となるデータは本市では保有しておりません。
86	計画処理量	10	1-4-1-3				年間処理量は75,000t/年とありますが、これには可燃性粗大ごみが含まれた量かつ処理不適物が含まれない量であるとの解釈でよろしいでしょうか。	No.84をご参照ください。
87	計画処理量	10	1-4-1-3				運営事業期間20年1ヶ月間に渡り、年間計画ごみ処理量は、75,000tとの理解でよろしいでしょうか。また、月間の処理量に対する上限規制条件等あれば、ご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、特にありません。
88	計画処理量	10	1-4-1-3				記載の年間計画処理量における、本施設への処理対象物搬入量の月変動係数、並びにごみ種別(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、等)の搬入量の内訳について、ご教示願います。	計画処理量におけるデータは有りませんが、実績データはNo.94に示します。
89	計画ごみ質	10	1-4-1-4				図表1-4及び1-5に示される計画ごみ質(基礎値)及びごみの可燃分中元素組成は、本施設に搬入される収集可燃ごみ、持込可燃ごみ、可燃性粗大ごみから処理不適物を除いたもののごみ質及びごみの可燃分中元素組成であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
90	一般事項	10	1-4-1-4				計画ごみ質をご提示いただいておりますが、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみの出現頻度についてご教示下さい。	基準ごみをベースとする正規分布(低質ごみと高質ごみで囲まれた範囲を信頼区間90%とする)としてお考え下さい。なお、この分布となることを保証するものではありません。
91	一般事項	10	1-4-1-4				ご提示いただいている可燃分の成分で、低位発熱量をSteuerの式を用いて計算致しますと、低質ごみ時が6707[kJ/kg]、基準ごみ時が9582[kJ/kg]、高質ごみ時が12458[kJ/kg]となり、ご提示いただいている低位発熱量と大きな差異が生じてしまいますが、ご提示の低位発熱量を正として宜しいでしょうか。また、可燃分の組成に関しては、ごみ質によらずご提示いただいているものを用いることで宜しいでしょうか。	前段については低位発熱量を正として下さい。後段についてはご理解のとおりです。
92	低位発熱量	10	1-4-1-4				図表1-4計画ごみ質(基礎値)との記載がありますが、「基礎値」の意味する内容をご教示願います。	語句の意味するのとおりですですが、紛らわしいので公告時に削除します。
93	低位発熱量	10	1-4-1-4				計画ごみ質の低位発熱量の記載において、kcal/kgとkJ/kgの2種類の単位が併記されておりますが、kJ/kgの数値を計画上使用することでよろしいでしょうか。	kJを使用してください。
94	計画ごみ質	10	1-4-1-4			図表1-4	既設搬入のごみ低位発熱量について、6回/年×5年程度の資料を御提示願います。(電力・余熱利用計画の面から)	[要求水準書質疑 No.94 添付資料]をご参照下さい。なお、平成22年10月よりプラ製容器包装分別を行なっておりますが、最新の当該データは保有しておりません。
95	可燃分中元素組成	11	1-4-1-4				ごみの可燃分組成として、基準ごみのみの数値が提示されておりますが、高質・低質ごみについては、建設請負事業者がこれまでの施設建設実績等を勘案し任意に計画可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	計画ごみ質	11	1-4-1-4			図表1-5	可燃分中元素組成はすべてのごみ質に適用されるものとしてよろしいでしょうか。基準質のみに適用の場合は、低質ごみ、高質ごみについても御指示願います。	No.95をご参照ください。
97	可燃性粗大ごみ	11	1-4-1-5				可燃性粗大ごみの搬入量(年間及び日最大)につきご教示願います。	年間2,860t(H22年度)でした。なお、台風など災害が発生した場合等には、これよりも量は増加します(直近の台風災害ごみが多量に発生した16年度:5,288t)。なお、日最大量は把握しておりませんが、処理能力をフルに使用することもあると想定されます。
98	一般事項	11及び46	1-4-1-5		可燃性粗大ごみ		可燃性粗大ごみ破砕機で処理を行う必要のある可燃性粗大ごみの計画量又は実績量をご教示下さい。また、既設切断機の仕様をご教示下さい。	前段については、No.97をご参照ください。また、計画値はありません。実績値程度を想定しております。後段については、入札公告時に提示します。
99	一般事項	11	1-4-2-1		処理方式		飛灰性状について、添付資料5で、西部環境工場、東部環境工場の飛灰性状が示されていますが、両工場の飛灰はボイラ灰も含まれていると考えてよろしいでしょうか。また、排ガス処理用に消石灰と活性炭が噴霧されていると思われませんが、飛灰量に占めるそれぞれの割合をご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、提示できる実績データ等は保有しておりません。
100	飛灰の性状	11	1-4-2-1		添付資料5		飛灰の性状として、添付資料5を提示頂いておりますが、当該飛灰は、消石灰を除いた原灰の性状との理解でよろしいでしょうか。	当該飛灰には消石灰を含んでおります。
101	搬入搬出車両	11	1-4-2-4				市民、排出事業者又は許可業者等による「持込可燃ごみ」については「2.0～4.0トントラック 145台」に含まれると理解してよいでしょうか。また、市民による搬入実績はどの程度かご教示ください。	市民、排出事業者による「持込可燃ごみ」については「2～4トントラック」に含まれますが、これらのトラック以外に軽トラックや乗用車により搬入される場合もあります。台数についてはこれらを含めて145台です。許可業者については一部にトラックを利用する業者もいますが、大半はパッカー車です。
102	搬入搬出車両	11	1-4-2-4				搬入搬出車両の仕様(寸法、最小回転半径等)をご教示願います。	図表1-6の仕様については、一般的な車両を想定しています。
103	搬入搬出車両台数	11	1-4-2-4				図表1-6に示される搬入搬出車両の実績は、1日あたりののべ台数を示すものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	搬入車両	11	1-4-2-4				収集ごみ車両、直接搬入ごみ車両及び可燃性粗大ごみ車両等の実績台数をご教示願います。	図表1-6の数値を使用してください。
105	搬入搬出車両の洗車	11	1-4-2-4				搬入搬出車両の洗車に関する記載がありませんが、本施設には不要と解釈してよろしいでしょうか。なお、必要な場合は洗車水量の原単位(L/台)をご教示願います。	洗車装置は必要です。公告時の要求水準書に記載します。形式は自動洗車方式としますが、洗車水量等のご提案ねがいます。
106	搬入搬出車両	11	1-4-2-4				図表1-6に搬入搬出車両の直近の1日あたりの最大実績についての記載がありますが、今回御市が想定されている搬入搬出車両の車種、仕様(外形図、積載荷重)をご教示願います。	No.102をご参照ください。
107	一般事項	12	1-4-3-1		排ガス		保証値が明記されていますが、全て乾きベースと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	下水道	12	1-4-3-2				生活排水を下水道放流する際に適用される公共下水道排除基準をご提示下さい。	市のホームページの下水道排除基準を参照ください http://www.c-gesui.jp/suisitu/doc/kijyun.pdf
109	一般事項	12	1-4-3-3		騒音		騒音規制値が明記されていますが、敷地境界での数値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	騒音、振動	12	1-4-3-3、 1-4-3-4				騒音、振動規制値の測定について、既存工場を含めた西部環境工場全体の敷地境界と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	一般事項	12	1-4-3-4		振動		振動規制値が明記されていますが、敷地境界での数値と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	安全性に関する条件	14	1-4-4-3				災害時におけるごみ処理機能の維持に配慮した計画とありますが、御市の想定される災害及び想定される維持すべきごみ処理機能について具体的にご教示願います。	1-4-4-3に記載されているとおり、主に地震、水害を想定します。敷地内の施設等に起因して、円滑なごみ処理機能が損なわれないことを求めています。
113	安全性に関する条件	14	1-4-4-3				大規模水害を考慮して防水扉等の設置基準など要求水準書に記載願います。また、計量棟等の付属建物について、その用途を勘案して実施設計段階で決定するとありますが、要求水準書に記載以外ものについては、実施設計時に追加費用として請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書(案)に則してご提案ねがいます。後段については、要求水準書(案)1.のとおりとします。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
114	安全性に関する条件	14	1-4-4-3				過去に発生した災害ごみの量や処分方法についてのデータがありましたら、御教示願います。	No.97をご参照ください。
115	安全性に関する条件	14	1-4-4-3				満足すべき耐震安全性の目標値の構造体Ⅱ類について、重要度係数1.25は一次設計より採用するものとして考えてよろしいでしょうか？	詳細は募集要項に記載します。
116	安全性に関する条件	14	1-4-4-3				構造設計を行なうに当たり、貴市の地震地域係数Z=0.9を採用できるものとして考えてよろしいでしょうか？	詳細は募集要項に記載します。
117	機能性に関する条件	14	1-4-4-4				「民間業者の従業員が使用する駐車場に関しては、所定の駐車場使用料金を納付すること。」とありますが、駐車場使用料金はいくらで想定したらよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
118	一般事項	14	1-4-4-4			機能性に関する条件	「管理棟は工場棟とは別棟とし、2F部分で、両者を接続する通路を設置すること。」とありますが、管理棟と工場棟の階高は異なる可能性があります。その場合、2Fとは工場棟側の2Fと考えて管理棟とは3Fで取り合うこととしても構わないでしょうか。	管理棟と工場棟の通路は、通路下部の車両通行に支障がない様、提案願います。各棟の階数にはこだわりません。
119	一般事項	14	1-4-4-4			機能性に関する条件	「民間事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、所定の駐車場使用料金を市に納付すること。」とありますが、1台当りの駐車場使用料金をご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
120	機能性に関する条件	14	1-4-4-4				見学者の動線を分離し、安全性を確保可能な場合、工場棟と管理棟は合棟で計画してもよろしいでしょうか。	管理棟と工場棟は別棟で計画願います。
121	機能性に関する条件	14	1-4-4-4				「なお、民間事業者の従業員が使用する駐車場に関しては、所定の駐車場使用料金を市に納付すること。」とありますが、所定の駐車場使用料金の金額、課金方法(使用予定の台数もしくは実際の駐車台数)及び支払い方法(頻度、手法)についてご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
122	機能性に関する条件	14	1-4-4-4				従業員の駐車場代は無料にさせていただけないでしょうか？ 有料の場合は、いくらか御教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
123	管理棟	14	1-4-4-4				管理棟は工場棟とは別棟と指定されていますが、見学者と搬入搬出車両の動線を分離し安全性を確保すれば、合棟で計画することは可能でしょうか。	No.120をご参照ください。
124	機械・電気関係	16、17	2-3				(32)電気設備工事共通仕様書(国土交通省)、(33)機械設備工事共通仕様書(国土交通省)、(34)機械設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)、(35)電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)が記載されていますが、仕様の統一、コスト低減等に繋がりますので、その他の仕様書、基準とも合わせ、国土交通省の仕様書を正とし、統一していただけないでしょうか？	詳細は募集要項に記載します。
125	関係法令	17	2-3	(35)			電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)の表記がありますが、ごみ焼却で適用するものがあれば、ご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
126	一般事項	17	2-4			土木建築関係	「(19)官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」がありますが、設計に使用する大地震に対する重要度係数の値をご教示下さい。	詳細は募集要項に記載します。
127	諸手続き等	19	3-1-2				計画通知等での申請敷地は、既存工場を含めた敷地でしょうか？ 既存工場を含めた敷地の場合、新西部環境工場引渡し後、全て既存工場の建屋を直ちに使用停止し、速やかに解体されるものとして考えてよろしいでしょうか？	計画通知等での申請敷地は、既存工場を含めた敷地になります。同様に、建物についても既存建物を含みます。既存工場建屋解体の時期等については、跡地利用を含めて検討を行っております。
128	諸手続き等	19	3-1-2				事業用地の造成工事は、都市計画法の開発行為に該当すると思われませんが、開発許可申請について所管官庁と協議済であれば、建築工事との関係も含めて御教示願います。未了の場合、関係法令も含めて所管官庁への問合せは可能でしょうか？	今回の造成工事は、都市計画法の開発行為の対象外になります。
129	設置届等への協力	19	3-1-2-2				本件は、都市計画法29条の開発行為許可申請不要な「公共上必要な建築物」と考えてよろしいでしょうか。	都市計画法第29条第4項都市計画事業の施行として行う開発行為であるため開発許可は不要ですが、公共施設であるので、開発許可に必要な基準は当然満足する必要があります。
130	準拠すべき条例等の確認	19	3-1-2-2				熊本県やさしいまちづくり条例の他に、準拠すべき条例等はありませんでしょうか。	熊本市の条例については、募集要項に要求水準書2.関係法令で提示します。
131	環境影響評価の遵守	19	3-1-2-3				提案時に遵守する「環境影響評価準備書」の縦覧開始時期をご教示願います。また、御市のホームページ上でダウンロードファイルをアップされる予定はあるでしょうか。	平成23年8月頃に公告、公告日から1ヶ月間の縦覧期間を予定しています。なお、ホームページ上での公開は予定していません。
132	環境影響評価準備書	19	3-1-2-3				「民間事業者は、提案時には、市が策定する「環境影響評価準備書」を遵守すること」とありますが、当該資料の入手可能時期・方法についてご教示願います。	平成23年8月頃に公告、公告日から1ヶ月間の縦覧期間を予定しています。
133	設計の手順	20	3-2-1	(2)			「市は、実施設計図書を確認した場合には、その旨を記載した通知とともにこれを建設請負業者に返却する。」とありますが、提出ご返却されるまでの期間は原則2週間以内と考えて宜しいでしょうか？また、緊急を要する場合のご確認・返却作業は、ご協力を頂けると考えます。	前段については原則2週間以内の返却とします。後段については出来る限り協力します。
134	設計の手順	20	3-2-1	(4)			「実施設計図書が確認された後」とありますが、「実施設計図書の一覧が確認された後」と理解してよろしいでしょうか。	質問の「一覧」意味がわかりませんが、確認図書として通知とともに返却された後に実施設計を開始してください。
135	設計の手順	20	3-2-1	(10)			「リスクアセスメントを行い」とありますが、市殿で想定している具体的手法等あればご教示願います。	提案により判断いたします。
136	実施設計のかし	21	3-2-3				「設計のかしについてすべての責任を負う」とありますが、かしの期間や範囲について、具体的にご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
137	軟弱地盤対策等	21	3-3-1				近隣家屋及び農業用水路、田畑の動態観測を行いながら施工するとありますが、動態観測の手法及び観測を行う箇所、頻度等について具体的にご教示願います。	提案により判断いたします。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
138	付け替え道路、水路	21	3-3-1				鮮明な添付資料6をご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
139	電柱	21	3-3-1				電柱の移設先をご教示願います。	電柱の移設先は、事業者が詳細設計を行い、施設の配置計画が具体的に決まり次第、電柱管理者及び熊本市、事業者が協議の上、移設先を決定します。
140	作業日及び作業時間	22	3-4-4				「年末・年始」とは、p.93に記載の12月29日から1月3日が該当との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、道路に関する工事または道路の交通規制が必要な工事については、別途道路管理者から工事規制の通知があるため、それを遵守する必要があります。また、上記工事規制期間中は、大型車両が公道を走る必要がある工事は避けてください。
141	完成図書	23	3-4-6				提出するCAD図データとは、完成図書に限らず、全てPDFにて提出と理解します。	設計図・施工図等CADデータは、汎用形式であるSFCもしくはP21に変換したものの提出が必要です。その他の取扱説明書等はPDFでの提出が可能です。
142	CADデータの種類	23	3-4-6				CAD図データを提出とありますが、PDF形式での提出とさせていただきますでしょうか。	No.141をご参照ください。
143	工事別施工計画書	23	3-4-6-1				別紙資料に示す工事別の提出書類と有りますが、別紙資料が有りませんのでご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
144	見学者説明用パンフレット	23	3-4-6-2	(2)			「将来において適宜、増刷・改訂すること」とありますが、増刷や改訂へのご協力は致しますが、本作業に関わる費用は入札時に明確に出来ない為、別途清算頂けるものと理解します。	事業者負担になります。
145	見学者説明用パンフレット	23	3-4-6-2	(2)			将来において適宜、増刷・改訂することとありますが、事業者による運営期間終了までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	解体工事	23	3-5-1				主要施設の杭伏せ図(杭位置)をご教示願います。	[要求水準書質疑 No. 146 添付資料]をご参照ください。なお、これら添付図面は既設施設等の一部の参考図面であり、すべての解体工事対象物を表すものではありません。
147	解体範囲の推定	23	3-5-1				解体予定の建物の図面等は、募集要項の公表と同時期に具体的に示される予定でしょうか。	No.146をご参照ください。
148	設計・施工業務に関する要件	23～24及び添付資料7	3-5		解体工事範囲		現西部工場棟が本事業での工事範囲外であることから、24ページに記載の工事内容については、(1)焼却施設のランプウェイ、(2)計量棟、(3)その他に該当する項目についてのみ施工すると解釈してよろしいでしょうか。	添付資料7に記載されているとおりです。現西部工場棟及び管理棟は含みません。
149	設計・施工業務に関する要件	23～24及び添付資料7	3-5-1		解体対象施設の概要		「添付資料7に示す範囲の焼却施設等を解体・撤去する」とありますが、解体対象物の図面類を提示願います。	No.146をご参照ください。
150	設計・施工業務に関する要件	23～24及び添付資料7					現西部工場棟および管理棟は解体対象外となりますが、現西部工場から解体範囲施設及び機器への送電ケーブルがあればご教示下さい。また解体後、新西部工場から現西部工場への送電は無いものと考えてよろしいでしょうか。	前段は入札公告時に提示します。後段は、保安用電源を送る必要がありますが、詳細は募集要項に記載します。また、現西部工場管理棟に将来利用予定はありますが、現時点での送電計画は未定です。
151	解体対象施設の概要	24	3-5-1	(3)			解体施設の概要にその他とありますが、現時点で判明している該当施設を御提示願います。	No.148をご参照ください。
152	解体工事内容	24	3-5-3、3-5-4、3-5-5				解体工事内容として、滞留物の場外適正処分・洗浄、機械・配管・電気設備の解体撤去、土木建築構造物解体撤去が挙げられていますが、これら工事費を見積もれるだけの関連書類をご提示願います。	No.146をご参照ください。
153	解体工事	24	3-5-3、3-5-4				洗浄工事、設備解体工事は、3-5-1に示す解体対象物について、必要に応じて施工するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	設備解体工事	24	3-5-4	(1)			地中埋設ケーブル、配管位置図、物量をご教示願います。配管内部の滞留物の有無をご教示願います。	No.146をご参照ください。なお、配管内滞留物に関しては不明です。
155	設備解体工事	24	3-5-4	(1)			地中に埋設したケーブル、配管類等は全て撤去することの記載があります。また、添付資料7においては、解体の範囲のみが示されています。解体範囲における埋設物がわかる図面等をご提示ください。	No.146をご参照ください。
156	設備解体工事	24	3-5-4	(1)			地中に埋設したケーブル、配管類等の撤去に伴い、切回しは不要と考えてよろしいでしょうか。必要とする場合、内容をご提示願います。	ケーブル、水道配管、排水配管類に関しては必要に応じて切回しを行ってください。
157	土木建築構造物解体工事	24	3-5-5				解体対象施設は3-5-1にかかっている(1)(2)(3)以外に有るのでしょうか、有る場合は図面をご提示願います。	No.146をご参照ください。
158	土木建築構造物解体工事	24	3-5-5				解体予定建物の図面データを御教示願います。	No.146をご参照ください。
159	解体工事	24	3-5				本事業の解体工事範囲(焼却施設のランプウェイ、計量棟、その他)は「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の適用外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	設計・施工業務に関する要件	25	3-6-1		仮設計画		建設請負事業者の仮設事務所とは別に、市の監督用等事務所を設置することですが、人数・必要面積・必要な備品類についてご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
161	施工管理	25	3-6-1	(4)			市の監督用及び工事監理仮設事務所を設置することとありますが、それぞれの人員配置についてご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
162	工事監理仮設事務所	25	3-6-1	(4)			工事監理仮設事務所について、必要な面積および設備の内容をご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
163	仮設計画	25	3-6-1	(4)			貴市の監督用及び工事監理仮設事務所の広さ、使用人数を御教示願います。また、備品の設置は含まれないと考えてよろしいでしょうか。必要な場合、おおよその種類、個数を御教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
164	仮設事務所	25	3-6-1	(4)			「市の監督用及び工事監理仮設事務所を設置すること」とありますが、仮設事務所仕様を決めるにあたり、市監理監督員様及び工事監理様の人数又は必要スペースを御教示ください。事務機器(パソコン・コピー機等)並びにオフィス什器類準備は範囲外と考えて宜しいでしょうか。必要の場合何人分準備必要か御教示下さい。	詳細は募集要項に記載します。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
165	住民の要望・苦情	25	3-6-1	(5)			「現場代理人が建設工事の進行管理等を行うとともに地元住民等の要望・苦情等の受け付けを行うこと」とありますが、要望・苦情等の受け付けに関しては、その対応と合わせて、市殿にて実施頂き、建設請負業者はその対応に協力することとさせて頂くことでよろしいでしょうか。(窓口・対応を一本化した方が、地元住民も理解しやすいかと思慮します。)	一次対応は建設請負業者にてお願いします。その後の対応については市が実施し、建設請負業者は市に協力いただけるようお願いいたします。
166	設計・施工業務に関する要件	25	3-6-2		その他 仮設建物		「材料置場及び従業員用駐車場は原則として敷地外とし、・・・」とありますが、工事用地に余裕がある場合は、敷地内にて材料置場及び駐車場を確保してもよろしいでしょうか？	ご提案の内容については、市の承諾が必要になります。なお、敷地とは、工事用地だけでなく現西部工場敷地を含みます。
167	設計・施工業務に関する要件	25	3-6-2		その他 仮設建物		「材料置場及び従業員用駐車場は原則として敷地外」と記載されています。敷地とは現西部工場敷地内と判断してよろしいでしょうか。	No.166をご参照ください。
168	施工管理	25	3-6-2	(3)			「材料置場及び従業員用駐車場は原則として敷地外とし」とありますが、工事計画敷地内に確保できた場合は、敷地内に確保してもよろしいでしょうか。	No.166をご参照ください。
169	要求水準書(案)での用語の定義	25	3-6-2	(3)			「材料置場及び従業員用駐車場は原則として敷地外とする。」とありますが、材料とは製品や製品部材の意味でしょうか。敷地内に仮置きできなければ工事は成り立たないと思います。仮設、施工計画で敷地内仮置きスペースを明確にすれば、承諾していただくと判断して宜しいでしょうか。御市が「承諾したもの」とは、どの様なものでしょうかご教示願います。また駐車場は当社管理要員用等は承諾いただけますか。(原則だから最低限は承諾いただけるという解釈で宜しいでしょうか。)	No.166をご参照ください。 工事に必要な製品部材等の仮置きを妨げるものではありません。
170	整地	26	3-6-4	(1)			事業用地外に設置した工事仮設物は、この項に該当しないものと考えてよろしいでしょうか？	土地所有者等との契約によりますが、この項に準じて実施していただくことが適当と思われるます。
171	現場代理人等	26	3-6-5				建築基準法上の工事監理者は事業者にて定める必要があるでしょうか？	詳細は募集要項に記載します。
172	下請負人	26	3-6-6	(1)			「工事に参加するすべての下請工事者及び下請製造者は、市の承諾を受けなければならない」とされておりますが、工事発注業者以外の2次下請業者を含め、下位の下請業者全てを承諾対象というのは現実的ではないと考えます。「建設事業者がすべての下請工事者及び下請製造者について適切な管理を行う」等とさせて頂いていただけませんか。	指名停止期間中の業者が下請業者に入っていないかの確認の必要があり、要求水準書のとおりとします。
173	公害防止	27	3-6-11	(3)			電波障害について、想定される障害が現時点であればご教示願います。	現時点では特にございません。
174	環境保全	27	3-6-12	(2)			「土質の程度・成分等によっては扇田環境センターの埋立覆土に利用すること」との記載がありますが、埋立覆土が可能な土質の程度・成分等を御教示願います。	要求水準書(案)に「土質の程度・成分等によっては扇田環境センターの埋立覆土に利用すること。」と記載しておりますが、建設発生土については、全て場内で利用するものとします。よって、上記文面については削除します。
175	環境保全	28	3-6-12	(4)			「工事期間中を通して主要搬入道路に、交通指導員を配置する」とありますが、周辺住民との関係上、主要搬入としての使用は好ましくない箇所や交通指導員の配置が必須となる箇所を特定し、ご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
176	環境保全	28	3-6-12	(4)			場内にタイヤ洗浄用の洗車プールを設置することとありますが、洗車プールに相当する代換え方式としても宜しいでしょうか？	ご提案により判断いたします。
177	環境保全	28	3-6-12	(4)			工事期間中の工事車両に対する洗車についての記載はありますが、運営期間中の場内搬出入車両に対する洗車についての記載はありません。運営事業者側の車両についての洗車は考慮しますが、御市側で手配される車両について、洗車を想定されている車両がある場合には、明確化願います。	No.105をご参照ください。
178	地中障害物について	28	3-6-13				「本工事の施工に当たり、障害となる地中障害物がある場合は、建設請負事業者の負担により適切に処分すること」とありますが、地中障害物の種類・位置等についてご提示願います。 実施方針23頁では、募集要項等から予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加は貴市のリスク分担となっております。地中障害物は予見できない埋蔵物に当たり、募集資料等で明示のない場合、貴市の負担となると考えます。また、それによる工事遅延リスクについても、同様に民間事業者のリスク分担には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	解体工事図面等で明記されていない大規模な地中障害物が出現した場合は協議するものとします。それによる工事遅延リスクについても同様です。
179	設計・施工業務に関する要件	28	3-6-13		地中障害物		地中障害物があるのであれば、位置・深さ・構造・数量を把握することのできる図面・資料等をご提示下さい。なお、予見できない物の撤去については、工期遅延によるリスク、撤去費用等を市殿所掌にてお願い致します。	No.178をご参照ください。
180	地中障害物	28	3-6-13				地中障害物は、予期できない要素が多分にあるため、地中障害物(特に大型物、危険・有害物等)が発見された場合には、市殿の負担として頂くことでよろしいでしょうか。	No.178をご参照ください。
181	地中障害物	28	3-6-13				「実施方針添付資料3 事業に係るリスク分担(案)」において、用地のリスクは市の負担範囲となっております。地中障害物の撤去処分費用および工期遅延については市の負担でお願いします。	No.178をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
182	要求水準書(案) 3.設計・施工業務に 関する要件 3-6施工管理	28	3-6-15				「最終的な解体による廃棄物の発生を最小限に抑制するため、再利用が容易な材料を用いる等の工夫を行うこと」とありますが、コンクリートガラを埋め戻し材料として流用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	流用することは出来ません。産業廃棄物としての適正処理の範疇で、建設リサイクル法に従いリサイクルしてください。
183	建設廃棄物等の取り 扱い	28	3-6-15				「掘削土が少なくなるよう土量バランスに配慮すること」とありますが、造成工事が完了しない段階での建築工事の着手は可能でしょうか？	提案内容により可能です。
184	保険	29	3-6-18				「…本施設の建設に際しては、…」とありますが、解体工事は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	解体工事も含まれます。
185	他工事建設請負事業者との 協調	29	3-6-19	(2)			「別途契約に係る別途工事」とありますが、現時点で判明している別途工事等ございましたら、御教示願います。	別途工事については、現時点で確定している工事はありませんが、近隣地区の下水道工事、地域還元工事等、いずれも熊本市発注工事が想定されます。
186	設計・施工業務に 関する要件	29	3-6-19			地元との 協定書	事前に締結されているものがあればご教示下さい。	敷地配置上の制限があります。[要求水準書質疑 No. 186 添付資料]をご参照ください。
187	他工事建設請負事業者との 協調	29	3-6-19				本事業における別途契約に係る事業者等について、現時点で御市の想定される協力が必要な事業者及び取り合いが必要となる事業者についてご教示下さい。	No.185をご参照ください。
188	地元との協定書	29	3-6-20				御市と周辺地元等との間で、本事業に関連する協定書等を結ばれた経緯はあるでしょうか。ある場合には開示頂くことをお願いします。	No.186をご参照ください。
189	地元との協定書	29	3-6-20				「市又は建築請負事業者が(中略)、これを遵守すること」とありますが、協定締結前に事業者側が協定内容について確認できると解釈してよろしいでしょうか。	No.186をご参照ください。
190	地元との協定書	29	3-6-20				既設環境工場での地元協定がありましたら、ご教示願います。また、新西部工場に関し、今後締結を予定されている内容(詳細)がありましたらご教示願います。	No.186をご参照ください。
191	地元との協定書	29	3-6-20				貴市が周辺住民等と既に交わしている協定書等がありましたら御教示願います。	No.186をご参照ください。
192	設計・施工業務に 関する要件	32	4-2-2			試運転	予備性能試験、引渡性能試験について、試験期間のご指定はございますか。ご指定があれば、日数をご教示下さい。	ご提案により判断いたします。
193	試運転	32	4-2-2				「試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則120日程度とする。」とありますが、本期間には、機器単体調整、乾燥焚きを含むとの理解でよろしいでしょうか。また、予備性能試験及び引渡性能試験の各々の日数の指定があればご教示願います。	前段についてはご理解のとおりです。後段については提案により判断いたします。
194	試運転業務	32	4-2-2				「試運転に係る業務は、建設請負事業者が運営事業者に委託して行う」とありますが、本書93頁に記載あるとおり、運営事業者は建設請負事業者から指導・教育を受ける段階であり、運転業務を受託するに必要な技量を持ち合わせておりません。また、業務委託契約とすると建設請負事業者の指導員は、偽装請負の兼合いから、運営事業者の運転員に直接指示命令を行えず、教育本来の目的が果たせないと思慮致しますので、本条件は削除頂くようお願いいたします。	運営事業者が試運転の開始時期より施設に関与し、教育効果を高めるために記載したものです。「試運転に係る業務は、建設請負事業者が運営事業者に委託して行う。」を「建設請負事業者は試運転開始時点から、運営事業者を参加させて実施する。」に修正します。
195	予備性能試験項目	33	4-2-4	(1)			「予備性能試験の項目は図表4-1に示す内容とする。」とありますが、この中で、No.12連続運転性能については、プラント工事完成引渡し後1年以内に立証とされていることから、当該試験項目より除外して頂くことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	備考欄の確認	35	4-2-4			図表4- 1	No.3の排ガス性能保証事項において、備考欄に「数値は煙突出口での値」との記載がありますが、これは「保証値は煙突出口での値」との理解でよろしいでしょうか。また煙突中段の測定口や煙突入口にて計測した結果を持って、煙突出口の値と判断されるものと理解します。	ご理解のとおりです。
197	測定箇所	35	4-2-4			図表4- 1	No.3の排ガス性能保証事項において、硫酸化物及び塩化水素の測定場所として、集じん装置の出口並びに煙突とありますが、排ガス処理フロー上集じん装置と煙突の間に硫酸化物及び塩化水素除去装置を設置しない場合には、両者は兼用可能であると理解します。	ご理解のとおりです。
198	測定箇所	35	4-2-4			図表4- 1	No.3の排ガス性能保証事項において、窒素酸化物の測定場所として、触媒反応装置の出口並びに煙突とありますが、排ガス処理フロー上触媒反応装置と煙突の間に窒素酸化物増減に係る装置を何も設置しない場合には、両者は兼用可能であると理解します。	ご理解のとおりです。
199	測定箇所	35	4-2-4			図表4- 1	No.3の排ガス性能保証事項において、ダイオキシン類の測定場所として、集じん装置、触媒反応装置が挙げられていますが、入口・出口を追記した測定箇所を表記願います。	詳細は募集要項に記載します。
200	悪臭	36	4-2-4				測定場所に建屋内各所とありますが、具体的な場所をご教示願います。	図表4-1の7悪臭での記載と思われますが、必要箇所はご提案願います。
201	境界	36	4-2-4			図表4- 1	No.5,6,7の騒音、振動、悪臭において、測定場所に「境界」との記載がありますが、これは敷地境界との理解でよろしいでしょうか。また、敷地境界を明確にご教示願います。(添付資料8における事業区域界それとも現西部環境工場も含めた敷地境界。)	前段はご理解のとおりです。後段は現西部環境工場も含めた敷地境界です。
202	測定箇所	36	4-2-4			図表4- 1	No.5,6,7の騒音、振動、悪臭において、境界上の測定箇所数をご教示願います。また、悪臭については、敷地境界で悪臭22物質の測定、煙突出口・建屋内各所で臭気強度の測定を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご提案により協議して決定します。後段はご理解のとおりです。
203	試運転・引渡し	36	4-2-4			No.5,6, 7	騒音、振動及び悪臭の測定場所については、「敷地境界線上の4箇所程度」として計画してよろしいでしょうか。	No.201、No.202をご参照ください。
204	試運転期間	38	4-2-7				「試運転により得られた副生成物及び処理不適物は、(中略)市の責任において運搬、処理又は処分を行う」とありますが、副生成物中に飛灰は含まれると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	試運転期間	38	4-2-8				試運転期間中の売電についての取り扱いをご教示願います。	試運転期間中は工事引渡し前であり、電力会社との契約も市が締結するので、試運転により発生した売電収入は市の帰属とします。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
206	試運転時の売電	38	4-2-8				試運転期間中の売電収入も民間事業者に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	試運転期間中の売電収入は市に帰属します。
207	引渡し条件	39	4-4				「引渡し性能試験により所定の性能が全て確認された後、」とありますが、図表4-1のNo.12連続運転性能については、工事完了後1年以内に立証とされていることから、当該引渡し条件からは除外されると理解します。	ご理解のとおりです。
208	試運転・引渡し	39	4-5	(1)	2)		「第三者機関」とありますが、第三者の定義をご教示願います。(例えば、構成企業と資本関係を持たない等)	実施方針に示す「関係会社」に該当しない機関を想定しています。
209	試運転・引渡し	39	4-6		性能保証		施設引渡し時に納入した予備品・消耗品について、かし担保期間(2年間)中に実施する定期点検整備に使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	使用についてはご理解のとおりです。補充については、No.212をご参照ください。
210	性能保証期間	40	4-6	(2)			性能保証期間中に性能事項を満たすことが出来ない事態が生じた場合の性能保証期間延長について記載されておりますが、本事項については、その都度性能未達の検証を行い、当該内容に基づいて事前協議させて頂くことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	性能保証	40	4-6	(3)			「市に納付すべき予備品、消耗品(中略)速やかに補充しておかなければならない」ありますが、予備品及び消耗品の必要数量は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	性能保証	40	4-6	(3)			「市に納付すべき予備品、消耗品(中略)速やかに補充しておかなければならない」とありますが、保証期間内に実施する定期整備に使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。また、定期整備等で使用した予備品・消耗品については、無償での追加補充は必要ないものと解釈してよろしいでしょうか。	運転に必要な予備品、消耗品については補充をお願いします。費用については運転経費に計上ください。
213	性能保証期間中の疑義	40	4-6	(3)			「保証期間中において、・・・建設請負事業者の負担・・・速やかに改善すること。」とありますが、性能確認試験の結果、御市の疑義に関する該当項目はなく、所定の性能及び機能を満足した場合には、当該性能確認試験等により生じた費用については、民間事業者の帰責事由はないため、市殿にてご負担頂くものと理解します。	要求水準書に記載のとおりです。なお、性能確認試験の実施については、その実施に値すると判断された疑義が生じた場合に行なうこととします。
214	本施設におけるプラント設備の性能要件	41	5				【参考となる仕様】に対し、「アウトプット仕様」を發揮できるとし請負事業者が提案した仕様の採否はどの時期にどのように判断、通知されるのかご教示下さい。	対話の際に提案いただければ要求水準に対する適、不適を回答します。
215	参考となる仕様	41	5				「参考となる仕様」は、民間事業者が「アウトプット仕様」を満足することができるという判断のもと、仕様を変更した提案が可能なものとして理解します。尚、当該仕様変更が形式審査要件となる場合や、仕様変更に対する説明が入札前に必要な場合には、見積条件の変更となりますので、入札公告後なるべく早い段階でのご説明・協議の機会を持たせて頂くことでよろしいでしょうか。	変更提案については、要求水準未達となる恐れがありますので、対話の際に提示いただけるようお願いいたします。
216	搬入管理機能	41	5-1-1				既存の搬入管理機能とデータ互換性を保つとのことですが、具体的にそのデータ仕様が確認できる資料をご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
217	本施設におけるプラント設備の性能要件	41	5-1-1		搬入管理機能 アウトプット仕様 ①		「他工場搬入量との統計処理が容易に行えること」とありますが、現在他工場とは何からのネットワーク構築がなされているのでしょうか。81項に記載されているCネットと考えてよろしいでしょうか。ネットワーク接続する場合は何工場との接続が必要でしょうか。	ネットワーク構築はしておりません。また、今後の計画もありません。他工場搬入量との統計処理がエクセルやアクセス等できるように汎用形式でのデータ出力ができるよう計画をしてください。
218	本施設におけるプラント設備の性能要件	41	5-1-1		搬入管理機能 アウトプット仕様 ①		「他工場搬入量との統計処理が容易に行えること」とありますが、他工場間にて統一されたデータフォームや仕様等あればご教示下さい。	詳細は募集要項に記載します。
219	搬入管理機能	41	5-1-1		アウトプット仕様		「既存の搬入管理機能とデータ互換性を保ち、他工場搬入量との統計処理が容易に行えること。」について、既存の搬入管理機能のデータ構成を具体的な提示をお願いします。また、他工場との統計処理を行う装置やアプリケーション等は、本事業の納入範囲外との理解とします。	前段については、募集要項に記載します。後段については、ご理解のとおりです。
220	搬入管理機能	41	5-1-1		アウトプット仕様 ①		「既存の搬入管理機能とデータ互換性を保ち、他工場搬入量との統計処理が容易に行えること」とありますが、既存システムについて必要な情報を御教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
221	搬入管理機能	42	5-1-1				他の市施設と同様のパンチカード方式とありますが、他施設所轄車の搬入もありえるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	本施設におけるプラント設備の性能要件	42	5-1-1		搬入管理機能 アウトプット仕様 ③		「直接持込車両に対して、投入ごみの重量に応じた料金を、出口計量時に無人徴収できること」とありますが、インプット仕様の③項の(変更できない仕様)に「有人で料金徴収が行えるよう」とありますが、後者での対応と考えてよろしいでしょうか。	無人徴収できる設備を設置してください。有人での料金徴収は、人の立会の下に自動料金徴収機を使用することを考えています。
223	本施設におけるプラント設備の性能要件	42	5-1-1		搬入管理機能 アウトプット仕様 ③		「料金不払い退出が行えないように対策すること」とありますが、遮断機を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご提案により判断いたします。
224	本施設におけるプラント設備の性能要件	42	5-1-1		搬入管理機能 インプット仕様①		【変更できない仕様】 「車両識別方式は、他の市施設と同様のパンチカード方式」とありますが、この読取装置方式の形式、仕様、製造メーカー名等をご教示下さい。	詳細は募集要項に記載します。
225	本施設におけるプラント設備の性能要件	42	5-1-1		搬入管理機能 インプット仕様①		【変更できない仕様】 車両識別方式について、読取装置に汎用性のあるバーコードリーダなどの採用で検討してもよろしいでしょうか。その場合、他の市施設パンチカードとの互換性についてはバーコードシールを貼るなどで対応を検討します。	詳細は募集要項に記載します。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
226	搬入管理機能	42	5-1-1		アウト プット 仕様		「料金不払いが退出が行えないよう対策すること」とありますが、1回計量車両等もあり完全な対策は不可能です。出口側計量棟に遮断機を設置する等の対策にて本アウトプット仕様を満足するものと理解してよろしいでしょうか。	ご提案により判断いたします。
227	搬入管理機能	42	5-1-1		イン プット 仕様		「他の市施設と同様～、互換性を持たせること」とありますが、他施設での採用メーカー及び型式などパンチカードの仕様等を開示願います。	詳細は募集要項に記載します。
228	搬入管理機能	42	5-1-1		イン プット 仕様		「計量装置、データ処理・・・、市が必要とする搬出入管理情報・・・」について、具体的に必要な搬出入管理情報について、提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
229	搬入管理機能	42	5-1-1		イン プット 仕様①		「計量機の積載面は路面と同レベルとなるように設置し、適切な雨水排水対策をとること」とありますが、適切な雨水排水対策を取ると、路面より多少レベルを上げることが考えられます。よって、計量機は平置きタイプのものでよろしいでしょうか？	提案によりですが、計量器の前後10m程度の範囲は道路と計量機の積載面が同レベルとなるように設置願います。
230	料金徴収	42	5-1-1		アウト プット 仕様 ③		アウトプット仕様では「出口計量時に無人徴収できること」とありますが、P.43のインプット仕様では「有人にて料金徴収が行えるよう計量棟を設置すること」とあります。どちらが正でしょうか。	No.222をご参照ください。
231	搬入管理機能	42 43	5-1-1				42頁には「出口計量時に無人徴収できること。」と記載がありますが、43頁には「有人にてごみ処理手数料料金徴収が行える」と記載があります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	No.222をご参照ください。
232	ランプウェイ	43	5-1-1				「搬入側のランプウェイは2車線(1車線の幅3.5m以上)、出口側は1車線(幅5m以上)」とある一方で、添付資料8には、搬入側、出口側いずれのランプウェイもW=8.0mとあります。本文を正と解釈してよろしいでしょうか。	添付資料は参考図なので、本文を正としてください。
233	工場棟入口及びラン プウェイ	43	5-1-1				工場棟入口及びランプウェイの防音・防臭対策として、参考となる仕様には防音壁の記載がありますが、騒音規制及び悪臭規制値を十分に満足する対策を必要な箇所に行えば、範囲及び方法については事業者提案としてよろしいでしょうか。	防音壁は【参考となる仕様】ですので、代替案を提案する場合は、対話時に提示願います。
234	本施設におけるプラ ント設備の性能要件	43	5-1-1		搬入管 理機能 イン プット 仕様②		「搬入側のランプウェイは2車線(1車線の幅3.5m以上)、出口側は1車線(幅5m以上)・・・」とありますが、添付資料8、9で示されている図では「ランプウェイ(W=8.0m)」という表記があります。本文を正とし、添付資料はあくまでも参考として考えてよろしいでしょうか。	No.232をご参照ください。
235	本施設におけるプラ ント設備の性能要件	43	5-1-1		搬入管 理機能 イン プット 仕様②		「構内の車両動線は可能な限り一方通行とすること」とあり、幅指定などはございませんが、添付資料8、9で示されている図では、「周回道路(W=8.0～10.0m)」という表記があります。本文を正とし、添付資料はあくまでも参考として考えてよろしいでしょうか。	No.232をご参照ください。
236	本施設におけるプラ ント設備の性能要件	43	5-1-1		搬入管 理機能 イン プット 仕様③		【変更できない仕様】 ごみ処理手数料料金徴収は、現金収納との理解で宜しいでしょうか。	詳細は募集要項に記載します。
237	搬入管理機能	43	5-1-1		イン プット 仕様②		搬入ランプウェイについて2車線の指定がありますが、1車線仕様は可能でしょうか？(出入口扉は、プラットホーム内で安全性、防臭性能などに配慮して1車両分の開口幅とする)	搬入車両の集中に対する対策なので2車線としてください。
238	本施設におけるプラ ント設備の性能要件	44	5-1-2		受入供 給機能 イン プット 仕様①		【参考となる仕様】 「扉は、搬入搬出車両が余裕を持って通過することが可能な寸法とすること」とありますが、搬入搬出車両のサイズ等仕様諸元をご教示下さい。	図表1-6搬入搬出車両の実績よりご判断ください。市の車両は一般的に廃棄物用に市販されている収集車及びダンプ車で特殊なものはありません。
239	受入供給機能	44	5-1-2		イン プット 仕様①		「プラットホーム内の入口には、直営以外の搬入車両についてごみ監視・受付を行うとともに、プラットホームを監視するための部屋を設置すること」とありますが、プラットホーム監視室の位置は、プラットホーム内の運用により事業者提案としてよろしいでしょうか？	本市他工場(東部環境工場)との運用の統一性から、要求水準書を満たした上での提案といたします。
240	受入供給機能	44	5-1-2		イン プット 仕様①		「プラットホームは2階配置とし」とありますが、2階以上と読替え、例えば3階にプラットホームを配置することは可能でしょうか？	No.239をご参照ください。
241	手降しごみ投入装置 (ダンピングボックス)	45	5-1-2				「ごみ投入扉は6門設置し、その両サイドに2門の手降しごみ投入装置を設置することとありますが、ダンピングボックスを集約することにより、より効率的にかつ安全に監視できる場合、ダンピングボックスの位置については事業者提案としてよろしいでしょうか。	手降しごみの内容をダンピングボックスに降りなくても横からでも確認できるように両サイドにしております。また、ピットを分割して運用する際(たとえば3番扉までを使用せず、ごみを高く積み上げて貯留し、残りの門は受入に使う場合など)、必ずダンピングボックスが1基は使用可能な状態とできるためです。
242	維持管理用マシン ハッチ開口寸法	45	5-1-2		受入供 給機能 イン プット 仕様③		【参考となる仕様】 「ごみクレーンバケット単体が搬入できる、開口寸法以上の維持管理用マシンハッチを設置すること」とありますが、維持管理用マシンハッチからバケットを出し入れする際には、バケットと閉じた状態で通過させる運用となりますので、維持管理用マシンハッチの開口寸法としては、バケットを出し入れ可能な大きさとすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	本施設におけるプラ ント設備の性能要件	45	5-1-2		受入供 給機能 イン プット ②		【変更できない仕様】 「ごみ投入扉は6門設置し、その両サイドに2門のダンピングボックス」とありますが、ダンピングボックス2門は投入扉6門の内数と考えてよろしいでしょうか。	ごみ投入扉6門+ダンピングボックス2門です。
244	プラットホーム仕様	45	5-1-2		イン プット 仕様①		「緊急車両(消防車等)、作業用車両(ショベルローダ等)などのプラットホームへの進入に備えるための機能を有すること。」とありますが、具体的に想定されている機能がありましたらご教示願います。	特にありません。ご提案により判断いたします。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
245	受入供給機能	45	5-1-2		インプット 仕様②		「ごみ投入扉は6門設置し、その両サイドに2門の手降しごみ投入装置(ダンピングボックス)を設置すること」とありますが、ダンピングボックスの位置は、プラットホームやごみピットの運用により、事業者提案としてもよろしいでしょうか？	No.241をご参照ください。
246	ダンピングボックス	45	5-1-2		インプット 仕様②		「(ごみ投入扉6門)の両サイドに2門の手降しごみ投入装置(ダンピングボックス)を設置すること」とありますが、両サイドに離して設置する意図をご教示下さい。	No.241をご参照ください。
247	受入供給機能	45	5-1-2		インプット 仕様③		ごみピットを隔壁にて、投入ピット・貯留ピットの2つに分けることは可能でしょうか？ その場合、貯留ピットでの容量をプラットホームレベルより上部で確保することは可能でしょうか？	前段は提案により判断いたします。 後段は容量はプラットホームレベルとしてください。
248	可燃性粗大ごみ破砕機	46	5-1-2		インプット 仕様⑤		「処理能力は50t/5hとし、型式は現西部環境工場と同様の切断式とする。」とありますが、現西部環境工場で使用されている破砕機の図面等資料をご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
249	受入供給機能	46	5-1-2		インプット 仕様①		プラットホームでの車両による水の使用は、基本的にはないものと考えてよろしいでしょうか？ 日常的に使用が必要な場合は、使用量を御教示願います。	車両による水の使用は考えていません。
250	受入供給機能	47	5-1-2				ごみピット火災報知器温度情報は、ごみクレーン操作室設置の赤外線式自動火災報知器専用モニターにて表示する仕様でよろしいでしょうか。	見やすい位置に設置されいて、警報音等で操作中の運転員が容易に気づくようになっていれば、クレーン操作卓に設置なくとも結構です。
251	本施設におけるプラント設備の性能要件	47	5-1-2		受入供給機能 インプット ⑥		【参考となる仕様】 「クレーン操作室の窓を全面超耐熱結晶化ガラス(甲種防火戸)はめ込み式とし」とありますが、防火区画で本仕様を採用する場合、クレーン操作室を出窓式とすることができません。 手動でのクレーン操作を行う上で必要となる出窓式を採用するため、通常使用する網入りガラスを採用することとして宜しいでしょうか。	所轄消防との協議によります。
252	連続運転日数	49	5-1-3-1				「1炉あたりの連続運転日数は90日以上とすること」とありますが、これは90日以上連続運転が可能な処理能力を有することであり、年間の運転計画によっては連続運転日数が90日以下となる事象が発生しても構わないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	処理負荷	49	5-1-3-1				「基準ごみ質において70%~110%付加の範囲で安定燃焼が行われること」とありますが、年間の運転において必要に応じて140t/日/炉を越える運転計画を行えると解釈してよろしいでしょうか。	運転計画は最大140t/日/炉としてください。
254	灰処理・搬送ライン	49	5-1-3-1		インプット 仕様①		「灰処理・搬送ラインは灰貯留設備まで独立系列とすること」とありますが、施設安定稼働を確保ができる前提で、LCC低減の観点から各炉独立系列又は共通系列の選択を提案者側で選択させていただけますよう再考願います。	共通系を採用した場合、当該機器の点検整備のため全炉停止が起こります。こうした事態を避けるために、各炉独立系列で考えております。この点をご理解のうえ提案いただけるようお願いいたします。
255	焼却機能	49	5-1-3-1		インプット 仕様①		p49に「灰処理・搬送ラインは灰貯留設備まで独立系列とすること」、p61に「灰搬送設備は灰ピット、飛灰貯留設備までは焼却炉1系列ごとに独立して設置するものとする」とありますが、灰移送ライン、特に異物除去の機器はメンテナンス頻度の多いことなどを考え、1系列毎独立ではなく、2系列を切替えて使用することとしてもよろしいでしょうか？	No.254をご参照ください。独立系でありながら非常時等に切り替え可能な提案であれば問題ありません。
256	本施設におけるプラント設備の性能要件	50	5-1-3-1		焼却機能 インプット①		【参考となる仕様】 (焼却炉の仕様例) 『駆動装置は燃焼装置1基につき、1台の油圧ユニット及び付属機器からなるものとし、2炉共通の予備機を設置すること。』とありますが、2炉共通の油タンク1台にポンプ3台(各炉+共通)設置で、よろしいでしょうか。	ポンプに予備機があれば問題ありません。
257	本施設におけるプラント設備の性能要件	52	5-1-3-1		焼却機能 インプット⑧		【参考となる仕様】 (燃焼用空気予熱器の仕様例) 『伝熱管はベアチューブを使用すること。』とありますが、ダスト等によるフィンの閉塞等の問題がなければ、伝熱管にフィンチューブを使用してもよろしいでしょうか。	実績を元にした提案であれば問題ありません。
258	大型送風機	52	5-1-3-1		インプット 仕様⑧		「大型送風機にはインバータを採用し、省エネに努めること。」とありますが、市殿にて想定されている送風機や定格動力値(〇〇kW以上)等がありましたらご教示願います。	大型についての基準はありません。提案によります。
259	電光掲示板	53	5-1-3-2		インプット 仕様①		「排ガスの常時監視データを電光掲示板等で対外的に表示・公開すること」とありますが、想定される設置場所、設置台数についてご教示下さい。	公衆が確認しやすい敷地入口に設置することを考えています。
260	排ガス処理	54	5-1-3-2				「ろ布に触媒機能を持たせることによって主にダイオキシン類の除去が行うことができること」とありますが、集じん装置(触媒機能を持たないろ布を使用)及び触媒脱硝装置にて十分にダイオキシン類の除去が可能であり、経済的に優位と考えます。従って、ダイオキシン類の基準値を満足できる場合は、ろ布の仕様については事業者提案としてよろしいでしょうか。	ダイオキシン除去がシステム全体として可能であれば、ろ布の仕様は提案により判断いたします。
261	集じん装置	54	5-1-3-2				「排ガスに接触する外板は耐硫酸露点腐食鋼4.5mm厚以上とし」とありますが、集じん装置の運転時のガス温度は、約160~170℃程度と低温腐食域よりも高い温度になっており、また、休炉時にヒータ設置等の適切な対策を施し、低温腐食防止対策を行っています。従って、外板の材質及び板厚については、事業者提案としてよろしいでしょうか。	同等の性能が発揮できることが実績より明らかな場合は提案により判断いたします。
262	本施設におけるプラント設備の性能要件	54	5-1-3-2		排ガス 処理機能 インプット 仕様②		【参考となる仕様】 「ろ布に触媒機能を持たせることによって主にダイオキシン類の除去を行うことができること」となりますが、活性炭噴霧によりろ布に触媒機能を持たせることなくダイオキシン類の低減が可能です。ライフサイクルコストを最適化し、長期的な視野に立つてコスト削減が図れる活性炭噴霧方式の採用することは可能でしょうか。	No.260をご参照ください。
263	白煙防止	54	5-1-3-2		インプット 仕様②		高効率発電を目指す環境省の方針、低CO2社会の構築等を勘案し、白煙防止装置の設置は行わず、常時積極的な発電を行う提案についても認めて頂けるでしょうか。	地元対応のため白煙防止は実施してください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
264	仕様確認	55	5-1-3-2				「アンモニア水貯留槽等の設置位置に配慮すること」とありますが、貯留量を満足できれば、経済性等を考慮して、液化アンモニア(ポンベ方式)を採用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	仕様確認	55	5-1-3-2				「ページ用コンプレッサーを設置すること」とありますが、ろ布の払い落とし機能を満足する圧縮空気量を十分に供給できるコンプレッサーを設ければ、維持管理及びメンテナンス性の向上を目的として、専用のコンプレッサーを設置しない提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	窒素酸化物濃度、酸素濃度の連続分析計の設置位置	55	5-1-3-2				「脱硝反応塔の前後に窒素酸化物濃度及び酸素濃度を測定する連続分析計を設け」とありますが、煙突入口部での濃度測定による制御で排ガス規制値の遵守が十分可能な場合(アウトプット仕様を満足できる場合)、脱硝反応塔の前段に分析計を設置しないシステムとしてよろしいでしょうか。	脱硝反応塔のコントロール方法について対話の際に提示いただければ検討いたします。
267	本施設におけるプラント設備の性能要件	55	5-1-3-2		排ガス処理機能 インプット仕様②		【参考となる仕様】 アンモニア水に代えて、アンモニアガスポンベの選定も可能でしょうか。	No.264をご参照ください。
268	ページ用コンプレッサー	55	5-1-3-2		インプット仕様②		「ページ用コンプレッサーを設置すること。」とありますが、使用目的をご教示願います。	ろ布で捕集した飛灰の払い落としに使用します。
269	煙道	56	5-1-3-2				「材質は耐硫酸露点腐食鋼以上とすること」とありますが、煙道の排ガス温度は腐食に問題ない温度域としていることから、実績豊富な一般構造用圧延鋼材(SS400)にて提案してもよろしいでしょうか。	同等の性能が発揮できることが実績より明らかな場合は提案により判断いたします。
270	本施設におけるプラント設備の性能要件	56	5-1-3-2		排ガス処理機能 インプット⑥		【参考となる仕様】 誘引通風機の仕様例において、「温度計を設けること。」とありますが、軸受けに温度計を設置することを示していると考えてよろしいでしょうか。また「冷却方式とする場合、フローチェッカーを設けること」とありますが、軸受けの冷却方式を水冷方式とする場合と考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
271	本施設におけるプラント設備の性能要件	56	5-1-3-2		排ガス処理機能 インプット⑥		【参考となる仕様】 「煙道は、常用最大流速15m/secで計画する」とありますが、煙道がダスト堆積により閉塞を引き起こす可能性も考えられるので20m/s程度としても宜しいでしょうか。	本仕様は【変更できない仕様】としています。本風速で煙道がダスト堆積により閉塞を引き起こす事例があればご教示頂けるようお願いいたします。
272	排ガス処理機能	56	5-1-3-2		インプット仕様⑦		「煙突の内筒及びノズルはSUS製とすること」とありますが、各社実績により仕様を変更してもよろしいでしょうか?	再起動時の錆の飛散を防ぐため、本仕様でお願いします。
273	排ガス処理機能	56	5-1-3-2		インプット仕様⑦		煙突高さの基準を御教示願います。GL±0でしょうか? また標高(EL)も御教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
274	煙突	57	5-1-3-2				「形式は鉄筋コンクリート外筒支持型」と記載がありますが、工場棟との一体型(鉄骨造)として提案してもよろしいでしょうか。	建物によるダウンウォッシュ等の問題がなければ結構です。但し、鉄骨造でなく鉄筋コンクリート造でお願いします。配置計画については、No.341をご参照ください。
275	清缶剤注入装置	57	5-1-3-2				「清缶剤注入装置の容量は、7日分以上を確保し、薬品をローリー車で購入することを考慮すること」とありますが、受入方式により薬品単価が影響されることから、必要容量を十分に満足すれば受入方式については事業者にて決定してよろしいでしょうか。	受入方式については、事業者にてご提案ください。
276	蒸気条件	57	5-1-3-2				「過熱機出口において4MPa-400℃程度を原則とする」とありますが、アウトプット仕様記載の発電効率は17%以上とすることを遵守すれば、3MPa-300℃程度にて提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	過熱器	57	5-1-3-2				「過熱器の材質は、SUS310J1 又は同等品以上の材質とすること」とありますが、ここで記載されている過熱器とは高温部(おおむね内部温度が300℃以上)の過熱管の材質と考え、それら以外においては事業者提案としてよろしいでしょうか。	過熱器の範囲も含め、詳細はご提案により判断いたします。
278	薬品受け入れ	57	5-1-3-2		インプット仕様⑧		「薬品をローリー車で購入することを考慮すること。」とありますが、購入先及び購入ロットに関しては建設及び運営を通しての民間事業者のノウハウを活用した最適な形式が採用可能なものと判断します。清缶剤の使用は少量につき、7日分以上の貯留を満足するタンク容量にて計画してよろしいでしょうか。	No.275をご参照ください。
279	排ガス処理機能	57	5-1-3-2		インプット仕様⑧		「清缶剤注入装置の容量は、7日分以上を確保し、薬品をローリー車で購入することを考慮すること」とありますが、ローリー受けに必要な薬品を予定していませんので、ローリー車での購入は考慮しないでよろしいでしょうか?	No.275をご参照ください。
280	純水装置の原水について	59	5-1-3-2				「原水は上水とすること」とありますが、井水でも必要な前処理を行えば採用は可能でしょうか。	可能です。
281	蒸気減圧減温装置	59	5-1-3-2		インプット仕様⑧		「全炉の最大蒸気発生量を全量バイパスできること。」とありますが、タービンバイパス時でも、プラントに必要なプロセス蒸気(排ガス再加熱器等)が常に使用されており、最大蒸気発生量分を蒸気減圧減温装置で処理することはありません。従って、蒸気減圧減温装置の容量としては、最大蒸気発生量から、プラントに必要なプロセス蒸気量を差し引いた蒸気量を蒸気減圧減温装置の処理蒸気量としてよろしいでしょうか。	年間を通して全時間帯で常時使用しているプロセス蒸気があれば除外していただいて結構です。
282	ボイラ給水ポンプ	59	5-1-3-2		インプット仕様⑧		「復水タンクからの正圧が確保されるよう考慮すること。」とは、「脱気器からの正圧」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	純水タンクの容量	60	5-1-3-2				純水タンクの仕様例として、容量は全ボイラ時間最大蒸気量の1時間分以上とありますが、復水タンク等の容量と合わせて、ボイラ水張り等を考慮した十分な容量を確保すれば、容量は事業者にて決定してよろしいでしょうか。	結構です。
284	灰処理機能	61	5-1-3-3				「主灰から異物除去のために磁選機、振動篩等を設置すること。」とありますが、異物除去後の粒度などのご指定があればご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
285	灰処理機能	61	5-1-3-3		灰処理機能 インプット仕様 【変更できない仕様】 1行目		『主灰の異物除去のための磁選機、振動篩等を設置すること。』とありますが、当該設備設置の目的は、セメント化企業での異物除去を不要とするためと解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
286	主灰処理	61	5-1-3-3				「主灰から異物除去のために磁選機、振動篩等を設置すること」とありますが、必要な主灰の性状(引渡条件)についてご教示願います。また、主灰の性状を満足すれば、必要な主灰の前処理機器については事業者提案としてよろしいでしょうか。	前段は要求水準書(案)61ページの記載をご参照ください。後段は要求水準書記載の範囲において事業者の提案により判断いたします。
287	主灰処理	61	5-1-3-3				「主灰異物は種別毎にホップ等に貯留すること」とありますが、主灰の性状により事業者にて決定できるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	灰処理	61	5-1-3-3		インプット仕様①		インプット仕様、変更できない仕様の項目の中に「灰処理工程において、主灰の塩分濃度を上昇させるようなシステムは採用しないもの」とありますが、この理解としてストーカ下落塵灰を主灰側に排出する場合は、落塵灰は主灰と同等な塩分濃度にする。あるいは主灰と同等にするとの理解して宜しいでしょうか。	通常主灰として排出されるものに、塩分濃度を上昇させるような添加物、飛灰等の混入は行わないということです。
289	灰クレーン	61	5-1-3-3		インプット仕様①		主灰について「自動式灰クレーンで搬出」との記載がありますが、自動化レベルについては事業者提案と理解します。	ご理解のとおりです。
290	飛灰貯留	61	5-1-3-3		インプット仕様①		「非常時に薬剤処理後の飛灰を臨時に区分して貯留できるスペースを持つこと。」とありますが、特別管理一般廃棄物である飛灰と焼却灰が混じることなく貯留できれば、貯留場所を問わず、当該記載事項は満たされるものと解釈します。	ご理解のとおりです。
291	運搬車両	61	5-1-3-3		インプット仕様①		「飛灰は乾燥状態で貯留し、タンクローリー等の運搬車両への充填可能な設備を備えるものとする。」とありますが、運搬車両については、飛灰処理企業との協議の中で、所有車種、配車の融通性等を勘案し、運搬車両を提案者側で選択できるものと解釈します。	ご理解のとおりです。
292	灰搬送設備	61	5-1-3-3		インプット仕様①		「灰搬送設備は、灰ピット、飛灰貯留設備までは焼却炉1系列ごとに独立して設置するものとする」とありますが、施設安定稼働を確保ができる前提下、LCC低減の観点から各炉独立系列又は共通系列の選択を提案者側で選択させて頂けることは可能でしょうか。	No.254をご参照ください。
293	本施設におけるプラント設備の性能要件	62	5-1-3-3		インプット仕様 (灰ピット等の仕様例)		【参考となる仕様】 「灰ピット内の空気は炉内の二次燃焼空気とし、炉温調整を兼ねるものとする」とありますが、灰ピット内の換気は実施しますが二次燃焼空気としての使用はしないことでも宜しいでしょうか。	結構です。
294	焼却熱利用機能	64	5-2-1				電力監視装置関係は専用のオペレータコンソールおよびディスプレイ装置とする仕様でよろしいでしょうか。	結構です。
295	本施設におけるプラント設備の性能要件	64	5-2-1		インプット仕様①		【変更できない仕様】 発電効率17%は、温水供給(余熱利用施設+園芸ハウス:4GJ/h)と蒸気供給(将来的な熱利用:3GJ/h)を供給した上での効率と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	熱供給について	65	5-2-1				余熱利用施設へ4GJ/h、ハウス園芸施設へ10GJ/h、将来の熱供給3GJ/hの合計17GJ/hが最大供給熱量との理解でよろしいでしょうか。	No. 59をご参照ください。
297	熱供給	65	5-2-1		インプット仕様②		発電量試算における各施設の常用熱供給量は、次の通りとの理解でよろしいでしょうか。 余熱利用施設+ハウス園芸施設:4GJ/h、将来余熱利用施設:3GJ/h 計7GJ/h	No. 59をご参照ください。
298	余熱利用	65	5-2-1		インプット仕様②		ハウス園芸施設への熱供給は既存配管につなぎ込む、との記載があります。ハウス園芸の位置ならびにその距離をご提示願います。	詳細は募集要項に記載します。
299	余熱利用	65	5-2-1		インプット仕様②		ハウス園芸施設にはバックアップ用のボイラを設けること、との記載があります。余熱利用施設のバックアップ設備は必要でしょうか。必要な場合その能力をご提示願います。	余熱利用施設についてのバックアップは不要です。
300	焼却熱利用機能	66	5-2-1				将来的な熱利用のために建屋外へいたる配管スペースを確保することとありますので、想定取合い位置を要求水準書で明示願います。	低圧蒸気だめ近傍を想定しています。従って、位置は提案により判断いたします。
301	監視・制御機能	67	5-3-1		アウトプット仕様⑥		「市他施設等に対し、容易に情報の通信が可能なこと」とありますが、貴市において専用回線を介して通信する等あるか教示願います。	市他施設等に対しては、直接の通信は考えておりませんが、搬入量の統計処理が必要なため、No.217の回答を参考に計画してください。
302	監視・制御機能	69	5-3-1				監視画像を記録する仕様となっておりますが、記録を要する監視場所をご教示願います。	提案により判断いたします。
303	本施設におけるプラント設備の性能要件	69	5-3-1		インプット仕様① (ITV装置の仕様)		【参考となる仕様】 中央制御室モニター台数(10台以上)は、運営面及びライフサイクルコストを考慮し事業者提案で宜しいでしょうか。	結構です。
304	本施設におけるプラント設備の性能要件	70	5-3-1		監視・制御機能②		【変更できない仕様】 「各プラント機器の機械動作及び各計測データ」とありますが、各機械の運転、停止、故障とプロセスデータを記録するものと考えてよろしいでしょうか。また取り出した記録データはどのような目的、用途をお考えでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、運営開始後の市のモニタリングにおけるデータとして使用します。
305	監視・制御機能	71	5-3-1				「監視盤においても当該機器のランプ点滅等により明示すること。」とありますが、セミグラフィックパネルを設置するということでしょうか。	ご提案により判断します。
306	監視・制御機能	71	5-3-1				「警報を発した際は、当該内容をリアルタイムでプリントアウトすること。」とありますが、記録紙削減のため、データとして記録し、必要に応じてプリントアウトする仕様でよろしいでしょうか。	ご提案により判断します。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
307	監視・制御機能	72	5-3-1				プラントデータサーバの仕様として、「リモートアクセスが可能なこと。」とありますが、そのクライアントとなる範囲をご教示願います。	市担当職員です。
308	監視・制御機能	72	5-3-1				オペレータコンソールの仕様例として、建築設備の操作制御も含めるような記載がありますが、プラント運転管理上、プラント用オペレータコンソールとは別途のものを設置してもよろしいでしょうか。	ご提案により判断します。
309	確認	73	5-3-1		インプット仕様②		見学者ホール及び管理棟並びに「本市他施設等」に対し、容易に情報通信が可能のこと・とありますが、本市他施設の具体的な場所と箇所数を御教示願います。また、通信仕様について参考仕様がありましたら、ご提示願います。	No.301をご参照ください。
310	監視・制御機能	74	5-3-1				大型ディスプレイ(壁掛)にてオペレータコンソール画面/ITV画面(1・4画面・切替可能)表示という仕様でよろしいでしょうか。	ご提案により判断します。
311	監視・制御機能	74	5-3-1				主要機器等の警報表示灯、運転表示灯、ITV操作器、電話等を備えたコンソール型監視操作盤でよろしいでしょうか。	ご提案により判断します。
312	給水	74	5-3-2				「プラント用水高置水槽は、(中略)必要な機器冷却水等を供給可能な容量とすること」とありますが、プラント用水高置水槽は機器冷却水高置水槽と同義と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
313	本施設におけるプラント設備の性能要件	74	5-3-2		インプット仕様①		【変更できない仕様】 「プラント用水高置水槽は、停電時に施設を安全に停止できるまでの間、必要な機器冷却水等を供給可能な容量とすること。」とありますが、停電時に施設を安全に停止できる機器冷却水の容量を確保することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	井水	75	5-3-2				既設の井水の水質データ(電気伝導率、蒸発残留物、鉄、マンガン、塩化物イオン、硬度、アルカリ度、イオン状シリカ、硫酸イオン等)についてご提示願います。	〔要求水準書質疑 No.314 添付資料〕ご参照願います。
315	本施設におけるプラント設備の性能要件	75	5-3-2		給水機能		井水の使用について、既存工場にて井水を使用されている場合は、参考に水質をご教示下さい。	No.314をご参照願います。
316	雨水の利用	75	5-3-2		インプット仕様①		再利用雨水の必要容量の規定があれば、ご提示願います。	規定はございません。
317	給水機能	75	5-3-2		インプット仕様①		「プラント系排水は排水処理後、場内で再利用すること」とありますが、再利用水を建築設備のトイレ等で使用してもよろしいでしょうか？	プラント系排水の排水処理後の利用はプラント系のみとし、建築設備系への使用は不可とします。
318	給水機能	75	5-3-2		インプット仕様①		既存の井戸は、利用させていただきませんか？	井戸は新設としてください。
319	井水	75	5-3-2		インプット仕様①		井水処理装置の設計のため、この地域の井水の水質測定データをご教示下さい。	No.314をご参照願います。
320	給電機能	76	5-3-3				非常用電源設備については受電系統の事故等による停電時において、焼却炉を安全に停止する運転が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、緊急災害時において1 炉立ち上げが出来る最低限の設備容量も必要となります。
321	給電	76	5-3-3				「送受電電力が4000kWを超える場合は、特別高圧とする」とありますが、発電電力から、場内消費電力及び特定供給電力を除いた売電電力が4,000kW以下の場合には高圧受電となるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、4000kWには無効電力を含みます。
322	本施設におけるプラント設備の性能要件	76	5-3-3		給電機能インプット仕様		インプット仕様には「送受電電力が4000kWを超える場合は特別高圧とする」とありますが、平成22年2月8日付九州電力(株)発行の系統連系に関する回答書では、既設6kV供給設備で連系可能な発電機容量が4000kWとも解釈できますが、送受電電力が4000kWを超えなければ問題ないものと解釈してよろしいでしょうか。	No.321をご参照ください。
323	受電方式	76	5-3-3		インプット仕様①		「送受電電力が4000kWを超える場合は、特別高圧とする」とありますが、送電電力の定義として以下①②どちらの理解でよろしいでしょうか。 ①発電出力ー(場内消費電力+市関連施設へ供給する電力)>4000kW ②発電出力ー場内消費電力>4000kW	①です。
324	給電機能	76	5-3-3		インプット仕様①		「受電方式は特別高圧(三相3線式、66kV、60Hz)もしくは高圧(三相3線式、6.6kV、60Hz)1回線で引き込むこと。ただし、送受電電力が4000kWを超える場合は、特別高圧とする」とありますが、送受電電力が4000kWを超えなければ、発電機容量が4000kWを超えても良いものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、4000kWには無効電力を含みます。
325	受電方式	76	5-3-3		インプット仕様①		①受電方式は特別高圧もしくは高圧……ただし、送受電電力が4000kWを超える場合は特別高圧とする、とありますが、送受電電力を4000kW以下とした場合は高圧受電にて対応可能と九州電力と協議済みなのでしょうか。 ②特別高圧受電、高圧受電のそれぞれの場合に、引込工事負担金は、市殿と事業者のどちらが負担するとお考えでしょうか。	①については協議済みです。 ②については事業者負担です。 なお、4000kWには無効電力を含みます。
326	給電機能	77	5-3-3				蓄電池は長寿命型制御弁式据置鉛蓄電池 MSEシリーズ(補水、比重測定が不要)でよろしいでしょうか。	結構です。
327	本施設におけるプラント設備の性能要件	77	5-3-3		給電機能インプット仕様		市関連施設(2箇所)への電力供給用に積算電力計を備えた端子を設けることとありますが、市関連施設への給電のための管路布設及び配線工事は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	新区役所については、電気室(別途工事で建設中。)内への接続(盤製作・関係する盤の改造を含む。)及び本施設からの配線工事を本工事範囲内にする予定です。関連図面等は公告時に提示します。
328	炉立ち上げを必要とする緊急災害	77	5-3-3		インプット仕様③		「緊急災害時において、1炉立ち上げ出来る最低限の設備容量・・・」とありますが、炉の立ち上げが必要となる緊急災害時とは具体的にどのような事態を想定されていますか？	落雷等により外部電源が遮断された状態を想定しています。
329	用語の定義	77	5-3-3		インプット仕様③		「瞬時電圧低下にも余裕を持って対応できるものとし、各電動機の種類等を十分に考慮した上で設計すること・・・」とありますが、非常用発電機を系統と並列運転することをお考えでしょうか？また、各電動機の種類とは、電動機始動方式のことと理解でよろしいでしょうか？	前段は系統との並列運転は考えていません。 後段はご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
330	市関連施設への電力供給	77	5-3-3		インプット仕様③		「市関連施設(2箇所)への電力供給用に、積算電力計を備えた端子を設けること。」とありますが、この電力供給は、他の場内消費負荷同等の扱いで、新西部環境工場より専用線を敷設して供給するとの理解でよろしいでしょうか。(電力事業者の送配線ネットワークを使用しない。)また、その場合取り合い点は、本項記載の端子とし、端子以降の送電ラインの敷設、管理は市殿所掌と理解します。また、本ケーブル敷設に際して、本工事において見込むべき条件等あれば提示をお願いします。	前段はご理解のとおりです。 中段及び後段はNo.327をご参照ください。
331	本施設におけるプラント設備の性能要件	80	5-3-5、5-4-1		5-3-5 設備保持機能① 5-4-1 作業性を確保する機能①		「建築物に荷重を持たせる必要のあるクレーン等の支持架構等については十分な強度及び剛性を有するものとし、地震時にも荷重を安全に支持させること」や「各設備の配置、構造等の計画にあたっては総合的に見てバランスのとれた計画とすること」の記述がありますが、建屋の構造種別(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造)のご指定はありますか。	クレーン部分はRCもしくはSRCを想定しています。
332	作業性を確保する機能	81	5-4-1		インプット仕様①		Cネット(熊本市ネットシステム)とは、どのようなもので、具体的にどのような設備(必要設置スペース、必要端子数・種類等)が必要か御教示願います。	Cネットとは熊本市職員が職員同士の情報交換や書類の決裁等をおこなうシステムです。今回必要な設備は、NTTからの光ケーブル引き込みをするための空配管と市職員事務室内の弱電盤(壁掛型)、弱電盤からOAフロア端子までのUTPケーブル配線(100Mbps対応)になります。ルーターやスイッチングハブ等の機器については、市が弱電盤内に設置します。接続端末は3台程度です。
333	本施設におけるプラント設備の性能要件	83	5-4-1		作業性を確保する機能③		【参考となる仕様】(拡声設備の仕様例)に、「非常放送兼用とすること。」とありますが、消防法上、非常放送が必要となった場合は兼用とし、消防法上、非常放送が不要であれば、一般的な放送を設置する、という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	LAN設備	83	5-4-1		インプット仕様③		「事務室及び中央制御室等、必要な室には…」とありますが、市殿側で必要な室がある場合には、公告示にご提示願います。	事務室、中央操作室、計量棟、環境啓発用の諸室を想定していますが、本施設の機能を満足するために必要な場所については提案により判断いたします。
335	テレビ端子	83	5-4-1		インプット仕様③		「地上放送受信用アンテナを設置し、必要な室には…」とありますが、市殿側で必要な室がある場合には、公告示にご提示願います。	事務室、中央操作室を想定していますが、本施設の機能を満足するために必要な場所については提案によるものとします。
336	見学者対応室	84	5-4-2				見学者対応室とありますが、大会議室と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
337	従業員数	84	5-4-2		インプット仕様②		市職員3名程度が執務可能なこと、との記載があります。これ以外の従業員はプラント運営に関わるものと考え、事業者で想定してもよろしいでしょうか。また可能であれば既設工場の従業員数をご提示ください。	前段はご理解のとおりです。 後段は正規職員数45名程度+嘱託職員2名程度です。
338	居住性を確保する機能	84	5-4-2				書庫は幅10m×奥行3m以上の可動棚を備えたとありますが、その他の貴市職員事務室、小会議室、大会議室等の備品納入と管理の範囲について御教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
339	本施設におけるプラント設備の性能要件	84、88	5-4-1		作業性を確保する機能③		84頁③【参考となる仕様】(誘導支援設備の仕様例)に、「本施設の入口には、モニターカメラ付インターホンを設置すること。」とありますが、「本施設の入口」とは、管理棟の玄関と解釈してもよろしいでしょうか。88頁②【参考となる仕様】(門扉工事の仕様例)の門扉にも設置が必要でしょうか。	【参考となる仕様】のため、ご提案により判断します。
340	駐車スペース	85	5-4-2				「その他の駐車スペースについては提案による」とありますが、貴市職員の駐車場利用台数をご教示願います。	詳細は募集要項に記載します。
341	施設配置・動線計画図	85	5-4-2				敷地内の配置は、添付資料8,9に示す内容を基本とすることとありますが、工場棟及び煙突等の配置における遵守事項についてご教示願います。	No.186をご参照ください。
342	居住性を確保する機能	85	5-4-2		インプット仕様②		「管理棟は原則として工場棟に近い位置に設け、工場棟との間を2Fレベルで連絡できる通路を設けること」とありますが、管理棟と工場棟では階高が異なることが予想されますので、接続通路は2階以上で、高さについては事業者提案としてもよろしいでしょうか?	No.118をご参照ください。
343	本施設におけるプラント設備の性能要件	85	5-4-3		周辺との調和機能		「②外部周辺環境と調和した施設外観とすること」とあるので、煙突の構造形式は建屋一体型の鉄骨製+ALC板として宜しいでしょうか。	No.274をご参照ください。
344	施設配置	85	5-4-3		アウトプット仕様①		本整備事業の民間事業者範囲として、事前準備に関する工事(造成工事、事業区域外の水路・道路付け替え工事、調整池工事)が設定されておりますが、事業予定地の軟弱地盤に伴う事業期間中の圧密沈下の進行、不等沈下の発生により、敷地外周辺地域の生活・農業に対する悪影響、周辺住民との各種調整、道路・水路・調整池の補修等、事業期間を通じて予測困難なリスクを継続的に民間事業者が抱えることとなることから、事業範囲から当該工事を除外頂けるよう要望します。	本市計画により工事期間が決まっており、分割発注による事業者の輻輳を避け、また、地盤に関する解決手法および施工体系についても事業者の提案に委ねることにより効率的な効果が見込まれることから当該工事を本事業に含むこととします。
345	施設配置	85	5-4-3		アウトプット仕様②		「施工範囲及び敷地内の配置は、添付資料8,9 施設配置・動線計画図に示す内容を基本とすること。」とありますが、施設建屋及び煙突の周辺民家からの離隔距離の条件はありますか?	No.341をご参照ください。
346	地盤対策	85	5-4-3		アウトプット仕様①		圧密沈下に伴う周辺家屋への影響は全く与えないという事が、大前提になります。周辺道路、水路等は約10cmが許容沈下量と考えています。工場敷地内の許容沈下量については、提案によります。要求水準書(案)で示す参考計画で盛土を行う事により、軟弱地盤対策無しの場合、約12年に渡り工場敷地内で最大約80cm(即時沈下含む)の沈下が生じます。なお、現工場での観測井データ収集及び地盤沈下対策は行っておりません。	
347	施設配置	85	5-4-3		アウトプット仕様②		施工範囲及び敷地内の配置は、添付資料8,9 施設配置・動線計画図に示す内容を基本とすることとありますが、事業者による提案が合理的に有利と判断される場合は施設配置を変更してもかまわないでしょうか。	No.341をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
348	植栽	85	5-4-3		アウト 仕様 ③		高木・中木・低木の最低必要本数など、緑化の基準があればご提示願います。	緑化の基準は特にありません。緑化率20%を遵守して頂くのはもちろんですが、要求水準書(案)のP85、P88に示す事項について留意して頂ければと考えております。
349	フェンス	86	5-4-3				「事業区域の全周にフェンスを設けること」とありますが、既設との事業区域については添付資料7の解体工事範囲のフェンス想定位置を、その他の区域については添付資料9の事業区域界をそれぞれ正と考えてよろしいでしょうか。	〔要求水準書(案) 添付資料9〕の事業区域界がフェンスの設置位置になります。
350	本施設におけるプラント設備の性能要件	86	5-4-3		周辺との調和機能 インプ 仕様①		【変更できない仕様】 計画地盤高は、現工場地盤高と同程度とすること。とありますが、現工場の地盤高をご教示下さい。	既存工場の西側で、GL約4.5です。〔要求水準書(案) 添付資料8,9〕で確認が出来ますので、そちらもあわせてご参照ください。
351	本施設におけるプラント設備の性能要件	86	5-4-3		周辺との調和機能 インプ 仕様①		【変更できない仕様】 事業区域の全周にフェンスを設けること。とありますが、事業区域(フェンスの設置位置)をご教示願います。	No.349をご参照ください。
352	地盤高	86	5-4-3		インプ 仕様①		現工場地盤高をご教示願います。	No.350をご参照ください。
353	放流先	86	5-4-3		インプ 仕様①		放流先とどのように取り合うのでしょうか、図面をご提示願います。	〔要求水準書質疑 No.353 添付資料〕に参考図をつけておりますので、そちらをご参照ください。
354	周辺との調和機能	86	5-4-3		インプ 仕様①		調整池堰堤の地震時の安全性を確保できる構造との記載がある一方、同「参考となる仕様」ではブロック積み擁壁が基本となっています。ブロック積み擁壁は地震時の検討ができない構造ですが、ブロック積み擁壁で計画することは可能でしょうか？	ブロック積み擁壁で計画することは可能です。ただし、調整池堰堤としては、設計時ににおいて、地震時の安全性を確保できる構造としてください。
355	周辺との調和機能	86	5-4-3		インプ 仕様①		「盛土材として外部から土を搬入する必要が生じた場合は、市の公共事業等から確保すること」とありますが、貴市の残土について、仮置場の位置、使用可能量(予定)、土質の程度・成分を御教示願います。	現時点では、本工事を行う段階での使用可能量、土質の成分等はわかりません。
356	防災調整池	87	5-4-3				「防災調整池の全体容量は、洪水対応分約6320m3以上、湛水対応分約6750m3以上とすること」とありますが、調整池集水区域(4.2ha)をこの2池で満足するものとし、計画高を超えることのない計画と考えてよろしいでしょうか。	洪水対応分約6320m3以上と記載しておりますが、約6140m3以上に修正いたします。調整池集水区域(4.2ha)をこの2池で満足するものと考えています(調整池以外の敷地に貯留は考慮していません。)。しかし、ここで示している容量は、あくまで想定のものであり、詳細設計で建物等の規模が決定すれば変わる数字になります。
357	本施設におけるプラント設備の性能要件	87	5-4-3		周辺との調和機能 インプ 仕様①		【参考となる仕様】 土留め及び、フェンスの仕様は、既設工場と調和のとれるものとする。とありますが、既設工場の仕様が判る図面類をご提示願います。	既設のフェンスの仕様については、〔要求水準書質疑 No.357 添付資料〕をご参照ください。土留めについては、既存の仕様がわかる図面がない為、写真を〔要求水準書質疑 No.357 添付資料〕をご参照ください。
358	防災調整池容量(洪水対応分)	87	5-4-3		インプ 仕様①		「防災調整池の全体容量は、洪水対応分約6320m3以上、湛水対応分約6750m3以上とすること。」とありますが、一方で、添付資料15調整池計画図では、調整池(洪水調整対応)の湛水確保容量>6140m3、調整池(湛水対応)の湛水確保容量>6750m3との記載があります。洪水対応用の調整池の容量は、洪水対応分約6320m3に湛水確保分6140m3を足した容量を見込むのでしょうか。この場合、現状の計画図では容量不足となると思われます。	要求水準書(案)には、洪水対応分約6320m3以上と記載しておりますが、約6140m3以上に修正いたします。〔要求水準書(案) 添付資料15〕に示す6140m3が正です。
359	屋外灯	87	5-4-3		インプ 仕様②		「屋外灯の光りが周囲の農作物に影響をあたえることがないようにすること」とありますが、現状栽培されている農作物で屋外灯が問題となるようなものはありますでしょうか。また、本項目については、施設建設時に配慮するものとし、将来周辺における栽培農作物が変更となるような場合は処置について別途協議いただけるものと理解します。	農作物に影響を与えない対策については、提案によるものと考えています。
360	周辺との調和機能	87	5-4-3		インプ 仕様②		「敷地内の緑化に努め、施設稼働時点で少なくとも20%の緑地率を満たすよう計画すること」とありますが、施設稼働とは解体工事及び関連外構工事完了(H28年9月)と考えてよろしいでしょうか。また、20%の根拠となる敷地面積は、添付資料10に示す事業区域界内の敷地面積と考えてよろしいでしょうか。「緑地には、植栽の維持管理用に散水設備を設置すること」とありますが、植栽、散水設備、外構等の維持管理は、現西部工場部分等を除く、本工事範囲内のみと考えてよろしいでしょうか。	緑地率については、〔要求水準書(案) 添付資料2〕に表示している破線で囲まれた範囲内において施設稼働(H28年3月)時点で確保するものと考えております。植栽、散水設備、外構等の維持管理は、〔要求水準書(案) 添付資料9〕に示す事業区域界の範囲と考えております。
361	緑化率	87	5-4-3		インプ 仕様②		20%の緑化率を満たすとの記載がありますが、緑化率算定の基準となる敷地範囲は添付資料9に記載の事業区域界で囲まれた範囲との理解でよろしいでしょうか。母数をご教示願います。	No.360をご参照ください。
362	既存樹木	88	5-4-3				「既存樹木を出来るだけ活かし、バランスの取れた樹種を選択し緑地を整備すること」とありますが、既存樹木の種別、本数等分かる資料をご提示願います。	〔要求水準書質疑 No.362 添付資料〕をご参照ください。
363	門扉・屋外灯	88	5-4-3				門扉や屋外灯等、既設設備の機能移転工事(配線工事)等は発生しないと考えるとよろしいでしょうか。	ご提案内容にもよりますが、事業区域内で解体工事に伴うものは発生する可能性があります。
364	門扉	88	5-4-3				「メイン進入路の門扉は既存工場入口の門扉を利用すること」とありますが、あくまでも既存門扉を利用する計画とし、更新はしないものと考えてよろしいでしょうか。	【参考となる仕様】のため、ご提案により判断します。
365	非常用進入路	88	5-4-3				「西側に設置する非常用進入路の門扉は、メイン進入路と同等の意匠に配慮した門とし、引き込み仕様の門扉を設置すること」とありますが、既存の具体的な仕様が分かる資料をご提示願います。	〔要求水準書質疑 No.365 添付資料〕をご参照ください。
366	本施設におけるプラント設備の性能要件	88	5-4-3		周辺との調和機能 インプ 仕様②		【参考となる仕様】 (植栽工事の仕様例)に、「・既存樹木をできるだけ活かし、バランスの取れた樹種を選択し緑地を整備すること。既存樹木が工事に支障がある場合は移植すること。」とありますが、既存樹木の樹種や配置がわかる図面類をご提示願います。	No.362をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
367	植栽工事	88	5-4-3		インプット 仕様②		「既存樹木をできるだけ活かし、バランスの取れた樹種を選択し緑地を整備すること。既存樹木が工事に支障がある場合は移植すること。」とありますが、移植することとは、原則全ての既存樹木を活かすことのご要求でしょうか。その場合、樹種・数量のデータをご教示下さい。	No.362をご参照ください。
368	見学者	89	5-5-1				施設の見学者はどの程度の人数を想定しているかご教示願います。また見学者の施設の滞在時間、見学が行われる頻度もあわせてご提示願います。	1団体の人数は最大200人程度までとします。見学者の実績として現工場の見学者実績を[要求水準書質疑 No.52 添付資料]に示しますので、参考とさせていただきます。 滞在時間については、各団体のスケジュールによりますが、見学所要時間は、1時間から1時間30分程度を想定しています。また、昼食時間を含む時間帯に訪問されることもあり、その場合には、昼食をとる場所として会議室等の使用を認めることとしています。
369	壁面緑化	89	5-5-1		インプット 仕様②		竣工時完成形・登はん形など、緑化仕様をご提示願います。 緑化面積算定基準があればご提示願います。	壁面緑化についての竣工時完成形はご提案をお願いします。登はん形については、バルコニーやピロティに設置する場合は、当該部分が延床面積に含まれないようなワイヤー式等仕様で計画してください。緑化面積算定基準については特に定めたものはありません。
370	見学・展示機能	90	5-5-1				施設運転状況表示設備は屋内型大型ディスプレイで計画してもよろしいでしょうか。	結構です。
371	見学・展示機能	91	5-5-1				大会議室にITV装置モニタ等を設置し、本施設の稼働状況をリアルタイム表示するような仕様となっておりますが、同室に設置される大型マルチスクリーンに表示することでもよろしいでしょうか。	結構です。
372	副生成物の基準	93	6-1	(1)			副生成物の基準とありますが、具体的な基準をご提示願います。なお、飛灰については事業者により有効利用するため、基準はないと解釈してよろしいでしょうか。	前段については要求水準書(案)61ページの記載をご参照ください。 後段についてはご理解のとおりですが、緊急時最終処分場へ持ち込む際の基準はあります。
373	計量業務	93	6-1	(1)			計量業務について、以下の項目についてご教示願います。 ・早朝搬入車両の内訳 ・休日(祝祭日)の受入れ ・特別受入日に関する直近3ヵ年分の実績	・早朝搬入は、手数料の徴収を行う必要のない手数料後納取扱の許可業者(平成23年度現在、15社)が対象。車両は基本的にバックカー。23年度の年間見込み量は、東部環境工場と西部環境工場を合わせて26,000t程度。 通常の受入日、特別受入日については[要求水準書質疑 No.373 添付資料]をご参照ください。
374	運転業務	93	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様①		災害による長期の施設停止に関しては、運営事業者の負担と責任は、除外と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する契約上の規定に従い、一定の負担を求めることになります。詳細は入札公告時に提示する契約書(案)を参照ください。
375	副生成物の基準未達	93	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様①		副生成物の基準未達において、再処理の対象となるのは、直近の正常な計測結果入手日から次の正常な計測結果入手日までの副生成物と解釈しましたが、この場合、直近の正常な計測結果入手日から基準未達の計測結果入手日までの間の副生成物の取り扱いはどのようにお考えでしょうか。既にセメント化、山元還元、最終処分場埋立等の処置がなされている可能性があります。	副生成物の基準は主灰に関するものであり、粒径、異物混入を規定するものです。従って、振動篩、磁選機等の機器が故障もしくは性能発揮できない場合に発生するもので、運転状況、積み込み時の目視確認等により容易に基準未達を判断できるものと想定しています。 また、飛灰の山元還元については事業者の責任で実施願います。
376	灰処理	93	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様①		「灰処理は、場外で山元還元により処理を行うこと」とありますが灰処理のうち飛灰処理のみが該当と理解します。	ご理解のとおりです。「灰処理」を「飛灰処理」に修正します。
377	本施設におけるプラント設備の性能要件	93	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様② (計量 業務)		【変更できない仕様】 日曜日、祭日は早朝搬入のみと理解して宜しいでしょうか。	No.373をご参照ください。
378	一般搬入・早朝搬入	93	6-1	(1)	安定運 転が継 続され ている こと②		早朝搬入について、市民による直接搬入はありますでしょうか。 早朝搬入は、一般収集ごみのみの場合プラットホームでの有人による誘導は必要ないものとして考えてよろしいでしょうか。	早朝搬入は一般廃棄物収集運搬許可業者のうち手数料の徴収を行う必要のない手数料後納業者のみです。一般市民の搬入はありません。 プラットホームでの有人による誘導については必要です。
379	一般搬入・早朝搬入	93	6-1	(1)	安定運 転が継 続され ている こと②		早朝搬入と一般搬入との搬入量の内訳について、ご教示願います。	早朝搬入は平成23年度については東部環境工場と西部環境工場を合わせて26,000t程度の見込みです。
380	運転業務の性能要件	93	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様②		早朝搬入を日祭含む毎日6:00~7:30行うこととされていますが、持込み可燃ごみ搬入車両以外にも、収集可燃ごみ搬入車両も含まれるのでしょうか。既存施設でも実施しているのであれば、その時間帯の台数等の情報を御教示願います。	早朝搬入については、収集可燃ごみ車両による搬入は原則としてありません。
381	運転業務の性能要件	94	6-1	(1)	②		「市が、許可業者、自己搬入車等を対象に実施する搬入検査に関して、運営の妨げにことならないことを前提に協力すること。」とありますが、具体的にどのような協力を想定されていますか。	ダンピングボックスを使用した検査の際に、プラットホーム内の車両誘導等を想定しています。
382	運転業務の性能要件	94	6-1	(1)	②		「本施設において…焼却残渣や処理不適物等については市が指定する場所まで適切に運搬を行うこと」とありますが、要求水準書(案)1-2-3-2(3)では主灰の運営事業者の役割分担は運搬車両への積み込みまでとあります。どちらが正しいでしょうか。	主灰の運営事業者の役割分担は運搬車両への積み込みまでです。「本施設において…焼却残渣や処理不適物等については…」は「本施設において…処理不適物、緊急時の飛灰処理物については…」に修正します。
383	処理不適物	94	6-1	(1)			「ごみピットへの投入の前に、異物や処理不適物を目視にて確認し、可能な限り除去、保管すること」とありますが、これは持込み可燃ごみに対するご指示であり、収集可燃ごみには該当しないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	立ち上げ	94	6-1	(1)			「運転を開始する場合には(中略)炉温が850℃以上となった時点からごみを投入すること」とありますが、立ち上げ中の排ガスは、集じん装置及び薬剤噴霧装置にて有害ガスの除去が可能です。従って、ごみを投入する時点の炉温については事業者提案としてよろしいでしょうか。	安全性を担保するため、850℃からのごみ投入とさせていただきます。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
385	料金徴収	94	6-1	(1)	安定運 転が継 続され ている こと②		料金徴収を行う直接搬入ごみについて、1日あたりの平均及び最大の搬入車両台数をご教示願います。また、早朝搬入時間帯に料金徴収の対象となる搬入は行われないと理解して宜しいでしょうか。	前段については、募集要項に記載します。後段については、ご理解のとおりです。
386	運転業務の性能要件	95	6-1	(1)	②		「副生成物の性状確認を適正な頻度で実施すること。」にあります性状確認とは、図表4-1予備性能試験の項目と方法(P34)内に示す項目のうち、副生成物に係わる保証値が満足していることを確認する、と考えてよろしいか。また、主灰の塩素濃度の許容範囲はいくらで想定したらよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書(案)61ページの記載をご参照ください。後段については、主灰の塩素濃度測定は状態把握を想定しているため、塩素濃度の許容範囲は設定していません。
387	地域熱源供給	95	6-1	(1)			「また、将来(中略)当該余熱利用施設に蒸気又は高温水を供給するものとする」とありますが、これは本要求水準書(案)5頁図表1-3の「その他の熱利用」の3GJ/hの蒸気供給が該当するとの解釈でよろしいでしょうか。また、蒸気又は高温水と記載がありますが、蒸気が正と考えてよろしいでしょうか。	図表1-3を正としてください。 「また、将来、市が建設予定の余熱利用施設を接しする場合は、当該余熱利用施設に蒸気又は高温水を供給するものとする」を「また、図表1-3に示された敷地外施設に熱供給を行うものとする」に修正します。
388	焼却残渣や処理不適物などの運搬	95	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様②		「本施設において発生する焼却残渣や処理不適物などについては市が指定する場所まで適切に運搬を行うこと」とありますが、主灰及び主灰異物は運搬を含め市殿所掌であり、飛灰については事業者側が運搬・処理先選択を含めた所掌のため、本記載に該当するものは処理不適物及び緊急処理時の飛灰処理物のみと理解します。	ご理解のとおりです。
389	将来余熱利用施設への余熱供給	95	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様②		「将来、市が今後建設予定の余熱利用施設を設置する場合は、当該余熱利用施設に蒸気又は高温水を供給するものとする。」とありますが、一方でp65では、「熱供給は蒸気(180℃以上)とする」とあります。どちらが正しいのでしょうか。	No.387をご参照ください。
390	運転業務の性能要件	95	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様②		「本施設において発生する焼却残渣や処理不適物等については市が指定する場所まで適切に運搬を行うこと」とありますが、焼却残渣に該当するものを具体的に御教示願います。	No.382をご参照ください。
391	運転業務の性能要件	95	6-1	(1)	具体的 な運営 仕様②		副生成物の性状確認を求められていますが、その頻度を具体的に御教示願います。また主灰・主灰異物の再資源化は貴市範囲ですが、それらに要求される必要性状を具体的に御教示願います。	前段についてはご提案により判断します。後段については要求水準書(案)61ページの記載をご参照ください。
392	本施設におけるプラント設備の性能要件	95	6-1		運転業 務の性 能要件		【変更できない仕様】 「副生成物の性状確認を適切な頻度で実施すること。(主灰の塩素濃度を含む)」とありますが、主灰の塩素濃度は規定されていますか。	規定していません。
393	本施設におけるプラント設備の性能要件	97	6-2		維持管 理・補 修業務 の性能		【変更できない仕様】 「1年に1回の機能検査、3年に1回の精密機能検査を実施すること。」とありますが、精密機能検査とはどのような内容をお考えでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた検査で、内容は環整95号(S52.11.04)「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に示されるものです。
394	維持管理・補修業務の性能	97	6-2		具体的 な運営 仕様②		1年に1回の機能検査、3年に1回の精密機能検査については、廃棄物処理法による検査と理解します。また、機能検査と精密検査については、第三者機関によるものでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、機能検査は提案によりますが、精密機能検査は第三者機関としてください。
395	要求水準書(案)	98	6-2				「施設内及び周辺部の植栽について適切な管理が行われていること」とありますが、既設施設は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	添付資料7に示す解体しない範囲を除く敷地全域です。
396	清掃業務	99	6-3		具体的 な運営 仕様①		「添付資料17に示す範囲の道路清掃を適宜実施すること」との記載がありますが、現状道路清掃を実施されているのであれば、その頻度、清掃内容についてご教示願います。	現状では、通報や苦情を受けて回収及び清掃を行っています。通報・苦情は少ないです。
397	稼働停止	102	6-4				「本施設の稼働停止中のごみ処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと」とありますが、稼働停止の事由が民間事業者の責によらない場合(例えば天災等)は貴市のリスク分担になるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	運営管理業務の性能要件	102	6-4		具体的 な運営 仕様①		「また、本施設の稼働停止中のごみ処理は運営事業者の負担と責任において適正に行うこと」とありますが、その停止が運営事業者の帰責事由でない場合は該当しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
399	運営管理業務の性能要件	103	6-4		②		「運営事業者は、市が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。」とありますが、これにかかわる費用は見積範囲に含まれるのでしょうか。	自主モニタリング以外で、市が実施するものについての費用は範囲外です。
400	建物の使用	103	6-4		具体的 な運営 仕様③		「事業終了時に良好な状態で引き渡しが行えること」において、劣化の判断方法、基準の内容はどのようなものでしょうか。	仕様の中に記載されている内容で、明確な基準はありません。
401	運営業務に係る情報管理	105	6-4		営業 業務に ついて 情報 管理を 行うこ と④		「市の求めに応じ、運営管理に係る維持管理コストデータの提示を行う」とありますが、同データには運営事業者並びに民間事業者のノウハウが含まれておりますので、ご提出範囲及び内容について、ご協議頂けるものと理解します。	ご理解のとおりです。
402	市殿備品の管理	105	6-4		市との 連絡・ 調整が 適切に 行われ ている こと⑤		市殿にて使用される備品関係の管理については、使用する者が自ら管理するのが、リスク分担の観点からも妥当と思量致しますので、市殿にて管理をお願い致します。	一般的な使用における修理、更新等をお願いするもので、事業者にとって大きなリスクにはならないと判断していますので、要求水準書どおりとします。
403	本施設におけるプラント設備の性能要件	添付資料3					既存のボーリング位置の記載がありますが、これらを含め、既存分のボーリング柱状図について、ご提示願います。	No.65をご参照ください。
404	ボーリング追加調査	添付資料3				ボーリ ング位 置 図	地盤情報をより正確に把握するために、添付資料2の建物位置における、ボーリングの追加調査をしていただくことは可能でしょうか。	追加調査は考えていません。必要に応じて契約後、事業者が実施してください。
405	解体工事	添付資料7					赤で着色のある範囲以外は全て解体対象物と考えますが、対象なる全ての構造物、外構、埋設物等が分かる資料をご提示願います。	No.146をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	大項目	小項目 ①	小項目 ②	図表 番号	意見・質問内容	回答
406	本施設におけるプラント設備の性能要件	添付資料8					工事中(新西部環境工場建設中)の敷地内への出入口の指定が有りましたら、ご教示下さい。	No.175をご参照ください。
407	本施設におけるプラント設備の性能要件	添付資料8					施設配置・動線計画図を提示頂いておりますが、本図は参考と考え、容量、機能を満たせば、形状・位置等は変更可能と考えて宜しいでしょうか。	No.341をご参照ください。
408	施設配置・動線計画図(暫定計画)	添付資料8					H22年10月19日付けの「西部環境工場代替施設整備運営事業 参考見積説明書」の参考資料「参考【熊本市】②配置計画B」の内容は、有効なんでしょうか？	本要求水準書(案)の内容以外の資料は有効ではありません。
409	車庫・倉庫	添付資料9					車庫及び倉庫の記載がありますが、仕様(車両仕様、必要面積等)をご教示願います。なお、できましたら、既設の図面をご提示願います。	入札公告時に提示します。
410	防災調整池	添付資料9					工場棟の南側に既設工場棟から防災調整池までのルート(白色箇所)がありますが、仕様及び用途についてご教示願います。	参考図として示したもので、記載のルートは特に必要とするものではありません。
411	進入道路・周回道路	添付資料9					進入道路、周回道路に道路幅の記載がありますが、必要な道路幅を事業者にて決定してよろしいでしょうか。	[要求水準書(案)添付資料9]に示す事業区域界の範囲については、要求水準書(案)の変更できない仕様に記載がない限り、事業者の提案によります。また道路幅は、想定される通行車両が余裕を持って通行できる幅と考えています。
412	調整池容量根拠	添付資料10				湛水、洪水調整池	湛水対応調整池および洪水対応調整池の必要容量について、計算根拠をご提示願えないでしょうか。	[要求水準書質疑 No.412 添付資料]をご参照ください。そのなかで示している準拠基準「開発許可申請に伴う調節池設置基準(案)H12.8 熊本県土木部河川課」及び「熊本県内における確率降雨強度の算定 H20.6 熊本県土木部河川課」については、熊本県ホームページで公表しておりますのでそちらをご参照ください。また併せて、No.356をご参照ください。 http://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/1008698_1015455_misc.pdf
413	雨水排水計画図	添付資料10					調整池の集水範囲及び放流先が記載されていますが、既存工場の解体部分の排水先が不明のため、御教示願います。	[要求水準書質疑 No.413 添付資料]をご参照ください。
414	造成計画縦横断面図	添付資料14					事業用地は浸水想定区域となっておりますが、浸水の基準となるGL高さは、DL=0と考えてよろしいでしょうか？	[要求水準書(案) 添付資料14]に示すDLは関係ありません。新規事業予定地の、現在の土地の高さからと考えてください。浸水想定区域の詳細は、No.67をご参照ください。
415	CADデータ	-					入札公告時には建設用地全体のCADデータをご提供下さいますようお願い致します。	現時点ではCADデータの提供は予定しておりません。
416	現工場洪水対策	-					洪水のリスクを最小限にするために近接する「現西部工場棟」を参考にしたいと思えます。図面の開示は可能でしょうか。また、過去30年程度の洪水記録をご提示願えないでしょうか。	現西部工場棟は、特に洪水対策は行っておりません。「現西部工場棟」図面については、[要求水準書質疑 No.416 添付資料]ご参照願います。洪水記録については特にありませんが、浸水想定区域の詳細は、No.67をご参照ください。